

# 令和5年海津市議会第4回定例会

## ◎議事日程(第2号)

令和5年12月5日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第99号 令和5年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第100号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第101号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第102号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第103号 令和5年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第104号 令和5年度海津市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第105号 海津市組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第9 議案第106号 海津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について
- 日程第10 議案第107号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第108号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第109号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第110号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第111号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第112号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第113号 海津市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第114号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 一般質問

---

## ◎出席議員(15名)

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 古川理沙君 | 2番 | 片野治樹君 |
| 3番 | 北村富男君 | 4番 | 小粥努君  |
| 5番 | 里雄淳意君 | 6番 | 伊藤誠君  |

7番	二ノ宮 一 貴 君	8番	伊 藤 久 恵 君
9番	浅 井 まゆみ 君	10番	松 岡 唯 史 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	橋 本 武 夫 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	副 市 長	大 江 雅 彦 君
教 育 長	服 部 公 彦 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大 橋 隆 幸 君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴 澤 亮 君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補 佐 官	子 安 弘 樹 君
市民環境部長	近 藤 三喜夫 君	健康福祉部長	近 藤 康 成 君
産業経済部長併 農業委員局長 事務局局長	安 立 文 浩 君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱 田 登 君
建設水道部長	中 村 勝 豊 君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹 羽 雅 也 君
教育委員会 事務局局長	後 藤 政 樹 君	消 防 長	伊 藤 求 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君	総 務 部 企画財政課長	山 崎 賢 二 君
総務部税務課長兼 徴税対策室長	水 谷 守 宏 君	健康福祉部 社会福祉課長	高 橋 智 宏 君
健康福祉部 健康課長兼 ワクチン接種推進室長	小 粥 政 人 君	産 業 経 済 部 商工振興・企業誘致課長	高 木 洋 君
教育委員会事務局 学校教育課長兼 教育研究所長	大 坪 光 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 佐野正美

議会事務局  
議会総務課長兼  
議会総務係長  
議会調査係長

中島浩子

議会事務局  
議会総務課主任 片野征臣

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において6番 伊藤誠君、7番 二ノ宮一貴君を指名します。

---

◎議案第99号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第114号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（橋本武夫君） 日程第2、議案第99号から日程第17、議案第114号までの16議案を一括議題とします。

これより質疑を行います。

初めに、議案第99号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第4号）の質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第100号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第101号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第102号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第103号 令和5年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第104号 令和5年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第105号 海津市組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第106号 海津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についての質疑を許可します。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

本議案におきまして、図書館などの社会教育施設の所管や文化財の保護に関する事務の職務権限等につきまして、教育委員会から市長部局に移されるものと理解をしております。しかし、そもそも教育委員会制度の意義といたしましては、政治的中立性の確保や継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映が上げられまして、教育委員会は市長とは独立した機関として中立的・専門的な行政運営を担保するものであると認識をしております。

そこで、本議案のとおり、社会教育施設、特に図書館の移管や各種事務の職務権限の移行によりまして、1. 社会教育施設としての基本的機能が損なわれることはないのか、2. 施設や事業の政治的中立性や中長期的な事業の継続性は担保されるのか、3. 収益性や効率性に事業が優先されることとならないのかの3点について市長にお尋ねをします。

○議長（橋本武夫君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 松岡唯史議員の議案第106号 海津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についての御質疑にお答えします。

本議案は、教育委員会が所管する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務を規定するため、新たに条例を制定するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育委員会が担っている社会教育施設の管理等に関すること及びスポーツ・文化に関することを市長部局に移管するものでございます。

これらの事務を市長部局において総合的かつ一体的に推進することにより、社会教育、文化・スポーツのさらなる振興はもとより、観光振興や地域コミュニティの持続的発展につながるものと考えております。

議員御質問の社会教育施設の移管につきましては、社会教育施設を市長部局に移管しても、社会教育法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、施策を進めるに当たっては、これまでどおり各種協議会や審議会、総合教育会議での審議を経ながら、適切に事務を行ってまいります。また、教育に関する条例改正や予算編成等重要な案件につきましては、これまで同様に教育委員会の意見を聴取してまいります。このように、市長と教育委員会との緊密な連携を確保することで、議員御指摘の3点につきましては御懸念には及ばないものと考えております。

以上、松岡唯史議員に対する答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（橋本武夫君） 10番 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 確認なんですけれども、今の御答弁では、教育委員会からの意見を聴取しながら進めていくので問題ないというような御答弁だったかと思うんですけれども、それについてはどのように担保、規則とか何かで担保されるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 教育委員会からの意見聴取につきましては、社会教育法でも規定されております。それ以上に、教育委員会からの意見を聞くための担保といたしまして、この後、規則等を制定しまして、意見を聞くということを担保していきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 最後にしますが、法律でも定められている。さらに、規則でも担保していくということなんですけれども、この規則に関しましては、例えば今後将来、市長がどんな市長になられようとも、仮に市長が今の現市長、横川市長から代わったとしても、その規則というのはこれから先、ずうっと変わりのないもの、維持されていくものなのかという

ことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 規則につきましては、制定しますので、事情が変わらない限り継続するものと考えております。

○議長（橋本武夫君） ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第107号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第108号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第109号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第110号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑  
を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第111号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての  
質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第112号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について

の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第113号 海津市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第114号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第99号から議案第114号までの16議案については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第114号までの16議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月14日までに終了し、議長に報告をお願いします。

それでは、ここで9時40分まで休憩とします。

(午前9時12分)

---

○議長（橋本武夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時38分)

---

#### ◎一般質問

○議長（橋本武夫君） 日程第18、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は



自席にてお願いいたします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（橋本武夫君） 初めに、12番 川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

〔12番 川瀬厚美君 質問席へ〕

○12番（川瀬厚美君） 議長の許可の下、質問をしたいと思います。質問は1点、水晶の湯指定管理者は4社目、経営計画は、質問相手は市長です。

南濃温泉「水晶の湯」は、平成14年12月に開館した。平成18年10月には、利用者が100万人を超え、まずまずの滑り出しであった。濃尾平野を一望する絶好の環境は好評を博し、利用者数は、1に愛知県、2に三重県、3に岐阜県であった。が、構造的な原因もあり、黒字経営に至ることはなかった。その後、隣県にも新たな温泉が開館し、さらには思いもよらないコロナ禍が拍車をかけ、経営を圧迫し、管理者は撤退した。

1社目は、岐阜の業者でした。2社目も岐阜。それで3社目は、中津川の業者でしたけれども、管理者は僅か2年での撤退となり、4社目の指定管理者は、宙舟の湯、海津温泉と同じケービックス株式会社。本年10月3日から営業を始めて、1年間の指定管理料は2,999万円、令和10年までの契約である。今までの管理料とは大きな差であります。市民の多くが、コロナ禍以降、物価高にあえぐ日々を送っており、税金の使い道には厳しい目が注がれております。

このような事情の中、市民からは指定管理料の増額理由を度々問われます。反面、利用者増に向け、行政と指定管理者が一体となり、知恵を絞り、情報発信も含め最大限の努力をしてほしいとのお叱りも受けるんです。まさに、おっしゃるとおりであります。「預けたから頼むよ」ではいけないんです。

「今回の指定管理者選定は、公募では決定までに日にちがかかるので、休館せず運営継続できるように速やかに決定する必要があった」と執行部の説明がありました。反面、今回の水晶の湯の管理者ドタバタ劇は、市民の方々には現状を知る大きなきっかけになったことと思います。

では、これより水晶の湯の指定管理について質問をいたします。

1. ケービックス株式会社は、「様々なことを考えられる事業者」とのことですが、具体的にどのような経営ビジョンをお持ちの事業者でしょうか、お尋ねをいたします。今までの管理者の経営は市民にはほとんど見えていない。その分、一層の注目を浴びるのであります。

2. 今までの指定管理者と明らかに違う内容はありますか。

3. 過去3年間、入浴者に対しアンケートは取られたことがありますか。件数は。反映した年度ごとの件数は。事件の内容は。

4. 市は「さらに施設のPR等を行う支援をしていきたい」とのことですが、PRの方法は今までとは違うんですか。

5. 指定管理者が行う広報活動について、具体的な内容はありますか。

6. 海津市から津島市の津島駅まで路線の試験運行が10月より開始された。市内を通過させていただく愛西市、温泉利用者を増やすために、このような御縁ができた両市民の方々にも海津市民と同等もしくは準ずる料金で御利用いただけるようなPRができないか、お尋ねをいたします。

さらなる提案もさせていただきます。

水晶の湯の指定管理者は、宙舟の湯と同じ指定管理者でもあり、市内外に誇れる観光施設をどう運営していくのか。市民は大いに興味を持ち、期待をしております。では、市民の方々への情報発信はどのようにしたらいいか、提案です。

水晶の湯の運営状況が分かるように、指定管理者から提案があった項目の達成状況などを広報紙などに掲載したらいかがでしょうか。収入を増加させるための取組、または自己評価などを市民に分かりやすく、指定管理者からのメッセージとして情報提供をしてはどうかと思います。

また、市内にはほかにも指定管理者を置いて運営している施設もありますが、市民は、内容において知る機会はありません。行政としても、PR活動はもちろんのこと、第三者の評価を求める意味において、(仮称)指定管理者運営状況検討委員会を設置してはいかがでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

○議長(橋本武夫君) 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長(横川真澄君) おはようございます。

川瀬厚美議員の水晶の湯指定管理者の経営計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、南濃温泉「水晶の湯」の指定管理者であるケービックス株式会社の経営ビジョンにつきまして、ケービックス株式会社は、「お客様の喜びを我が社の喜びとする」との経営理念を掲げております。この経営理念に基づき、旅館やホテルにおけるアウトソーシング事業を多数手がけており、心と体の安らぎをコンセプトに、お客様の健康で快適な生活と明日への活力につながる高品質のサービスの提供を目指しております。

そのため、御意見箱によるお客様のニーズの把握に加え、利用者に積極的にお声がけをして、直接御意見を聞き、施設運営に役立てております。これらの御意見は、同じく指定管理

者となっている海津温泉「宙舟の湯」と共有しており、両施設でいただいたお客様の声をそれぞれの施設の運営に生かすことで、お客様の満足度向上を図っております。

また、同社は多数の温浴施設の業務を受託し運営に携わっており、従業員の雇用に苦慮する事業者が多い中、従業員を融通し合い柔軟な勤務体系とすることで、人材の確保を図っております。加えて、共通経費を削減することで、施設運営費等を抑制することができ、これまで以上に効率的な事業運営につなげております。

さらに、南濃温泉「水晶の湯」と海津温泉「宙舟の湯」が長年培ってきた知名度を生かし、両施設が連携してキャンペーン、イベントを行うなど、相乗効果を生みながら、さらなる集客につなげてまいります。

次に、水晶の湯のPRにつきまして、指定管理者であるケービックス株式会社では、既に様々なキャンペーンを行い、話題づくりと新規利用者の獲得に積極的に取り組んでおります。具体的には、指定管理者の交代後、初めての営業となった10月3日、4日の両日、利用者に記念品をプレゼントするキャンペーンを、また11月25日と26日には、道の駅「月見の里南濃」の開駅19周年イベントとタイアップし、道の駅で買物をされ、その後水晶の湯も利用された方に、記念品のタオルをプレゼントするキャンペーンを実施いたしました。さらに、11月26日の「いい風呂の日」には、ドリンクをプレゼントするキャンペーンを行ったところがあります。

なお、ケービックス株式会社では、これらのキャンペーンの実施に当たり、新聞への広告掲載を行ったほか、今後実施するキャンペーンやイベントの情報などを広く速やかに発信するため、公式LINEの開設準備を進めており、来年2月頃よりその運用を開始してまいります。市といたしましても、指定管理者の取組について、市のホームページやSNSなどの多様な媒体を活用するとともに、報道機関に情報を提供し、広く周知を図ってまいります。

また、来年春には羽根谷だんだん公園キャンプ場にオートキャンプエリアのオープンを予定しており、水晶の湯が位置する月見の森エリアには、今後、より多くの方にお越しいただけるものと期待しております。この機会を逃すことなく、有効に活用し、月見の森エリアにある観光スポットを関連づけたエリア全体の魅力を発信することで、さらなる集客と知名度向上に取り組んでまいります。

加えて、通過型観光から滞在型観光へのシフトを目指し、羽根谷だんだん公園キャンプ場の利用者や本年4月に開業したホテルアールナインザヤード海津、海津温泉「宙舟の湯」に宿泊された方を対象として、水晶の湯をはじめ、宙舟の湯や道の駅、お千代保さん参道の店舗などで使用可能な共通クーポン券を配付し、市内をゆっくりめぐっていただく取組を行ってまいりたいと考えております。あわせて、コミュニティバス海津津島線を利用され、愛知県側から本市にお越しいただいた方に、水晶の湯と宙舟の湯の割引券を配付する取組を計画

しております。これらの関連予算を来年度当初予算に盛り込み、より多くの方に本市を訪れていただけるよう、本市の観光を盛り上げてまいります。

なお、議員御提案の指定管理者の運営に関する評価につきましては、学識経験者や市内商工事業者等を構成員とし、第三者機関として設置しております公の施設の指定管理者選定委員会において、今年度より実施することとし、市のホームページ等でその結果を公表してまいります。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 指定管理料の2,999万円、市民の方々が一番知りたい部分でありますので、その算出根拠というのはどういったものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

私どものほうで、この水晶の湯を運営するに当たって幾らほどかかるかというものを算出、過去の指定管理者の事業運営も見まして算出をいたしまして、それに基づいて算出した結果でございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） その金額をいかにペイするかという努力をされるということだと思うんですけども、ぜひとも精いっぱいやっていただきたいと。今までは、指定管理者に任せであるからあまり口出しはできんというようなことを言っていました。だけど、それではいけないと思います。

それと、ふるさと納税の例として、入浴券と市内の食事券、また周遊とか、そういったものがお礼としてできないかお尋ねをします。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えをいたします。

ふるさと納税のことでございますけれども、現在、水晶の湯と同じ運営しております宙舟の湯、こちらのほうで今回数券のほうをふるさと納税の返礼品として今登録をさせていただいております。

水晶の湯はまだできておりませんが、これにつきましても指定管理者のほうに早速お伝えしまして、登録できるように提案させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） PRは業者と市との方法ですね、重なるのか、別々にこういったことを市はやるよ、業者はこういうふうだよと。また、経費の面は、どの辺まで宣伝費用というか、市は見てみえますか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

それぞれ先ほど市長からの答弁もありましたように、ケービックス株式会社のほうで有料広告を出されたりというようなことも取り組んでおられます。私どものほうも啓発のほうに力を入れまして、私どもが扱っておりますホームページですとかSNS等で発信をしておりますし、あと、あらゆるところでPRに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） キャンペーンを行ったということですがけれども、そのキャンペーンをやる前と終わった後と、キャンペーンをやったその効果というものは検証してみえますか、どうでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えをいたします。

全てを検証していることはなかなか難しい部分もございますけれども、観光PRに出向いたり、あと啓発を行ったときに、その後の入場者数とか、そういうものについては気にはしております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 当然そのキャンペーンを行って効果があったなという、そういう確認はすべきだと思います。

それと、いい風呂の日とありますけれども、11月26日、年に1回しかないんですよ。そうではなくて、やっぱり毎月何かの日だとか、私は設けて、いかに入場者の機会を増やすべきだというふうに思いますね。毎月何日は健康の日ですよとって、できたら体を測定していただけたらとか、指導を受けられるとか、そういう日も設けて、さらにその温泉に付加価値をつける。じゃあ、行ってみようかと、行こうかという気持ちになってもらう。そういうことも必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、あらゆるところでPRしてまいりたいと思いますけれども、先ほど市長の答弁にありましたように、11月26日、例えば道の駅、月見の森エリアとして一体のものとしてPRしていくということを考えておりますけれども、そういう施設ごとにイベントを行う場合、なるべく水晶の湯のほうも絡めて、例えば、この前11月26日のときには、無料券も配付をさせていただきましたし、そういうようなことで、ケービックス株式会社のほうといろいろお話をしながら、少しでもPRになるように考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 多度山、養老山を歩く人たちも今大変多くて、適度な高さとか距離であるということで大変人気があって、多いんですけれども、電車に乗って来ていただいて、多度山、多度から、また石津から、また養老から、津屋から、また乗っていただいた方々がその切符を入場券として提示していただくと、水晶の湯がお値打ちに入れるとか、そういうことはできないか。

養老でも、切符を養老駅で、その乗ってきた切符に無効印を押してもらうと、天命反転地が無料で入れる記念きっぷもあるようですので、そういう電車利用も含め、また温泉利用も含めということをつなげてできたらというふうに思いますけど、そういった方法はいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

御提案ありがとうございます。

養老鉄道の方も含め、市外の方に、観光施設でございますので、あらゆるサービスを提供して、少しでも集客になるようなものを考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 水晶の湯の上には月見台の広場がありまして、1年に1回あそこで中秋の名月のときに市としてのイベントが開かれますけれども、あの広場をいかにPRして利用していただく。そして、入浴者増につなげると。こういったことは考えられないか、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、月見台で観月会、今年も9月29日、実施をさせていただきました。300名ほどお越しいただきました。その方々も含めて、この場所はとてもいいという、景色が、眺望がとてもいいということを多くの方からいただいておりますので、例えば、観月会のときは時間が遅いので、なかなか水晶の湯というわけにはいきませんが、これから先、お昼間にお越しいただいて、月見台に行かれた方に何らかのサービスが提供できないか、またケービックス株式会社のほうと協議をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 広場を仮に音楽会をやってくださいとか、いろんなイベントに使ってくださいというようなPRもあっていいかなと思います。それと、258段の階段を上がって若い人たちでしたら上がって、上に何かその幸せの鐘を鳴らしたりとか、そしてその写真を温泉の入り口で見せていただくとまた割安に入れるとか、いかに若い人たちも入っていただくような入場者増を図るような、少しでも考えをしていただきたいと思います。よろしく願いします。

それと、以前藤田議員も言われたことがありますけれども、水晶の湯を揖斐川から見た場合、知らん人は何かなでありますので、やっぱりよく見れば、左端のほうに黒い字で「湯」と書いてありますけれども、あれではとても書いてあるとか、宣伝してあるとかということには全くならないですね。ですから、やっぱり真ん中辺り、もっと暖色、赤ぐらいで大きく「湯」というふうにやっていただけたらなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、施設の左側の下のほうに「湯」というふうで表示をしております。あれもなるべく大きくは書いてはあるんですけども、やはり視認性といいますか、遠くから見える部分があるかもしれないけれども、国道を走りますと、南濃のグリーンセンター辺りから少し見える程度で、あとは山の中腹というロケーションもありまして、なかなか全てを、その施設を見ることができないという現状もございます。

私どものほうとしましては、国道沿いに設置しております看板が幾つかございます。そちらのほうの視認性を高めるような改修を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 国道を通る人たちにもよく分かるようにということも当然大事ですが、また少し離れたところからもよく見えるようにと、そんなこともお願いをしたいと思います。

それと、答弁の中に、学識経験者や市内商工事業者等を構成員として第三者機関として設置しておると。公の施設の指定管理者選定委員会、今までそういった委員会でこういったことが話をされたとか、それに基づいて今はやっているよとか、そういった情報が全くありませんので、ぜひとも今後は広報等に載せて市民の方々にも分かるようなPRもしていただきたいなど、そんなことも思っておりますので、よろしいでしょうか。

水晶の湯に関して、大金を税金を投入しますので、ぜひともいろんな角度から取り組んで、ぜひとも持ち出しを少なくする、そういったことを一丸となってやらなくてはならないと、そんなことを思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

これもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで、川瀬厚美君の質問を終わります。

---

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、8番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔8番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○8番（伊藤久恵君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

私からは1点、生涯現役社会に向けた高齢者施策について、質問相手、市長でございます。生涯現役社会に向けた高齢者施策についてお尋ねいたします。

現在、日本全体で高齢社会が進んでおります。令和5年版高齢社会白書によりますと、65歳以上の人口は、約30年前の平成6年は14%でしたが、昨年10月には29%になりました。ここ30年で65歳以上の人口のシェアは倍増し、日本人の3人に1人がシニア層になる社会が到来しようとしています。

本市の状況につきましては、令和5年3月に発行された海津市地域福祉推進計画によりますと、令和2年では高齢化率は34.4%となっています。令和7年で高齢化率36.5%、令和22年では46.2%になると予測されています。また、介護認定数は今のところおおむね横ばいに推移していますが、今後は増加することが予想されます。

介護保険制度は、平成12年の開始から23年が経過します。国及び自治体においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）をめぐり、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）までにサー



ビスを充実させるとともに、制度の持続可能性を維持するために、健康寿命を延ばすことが重要となってきます。

このような超高齢社会において、シニア層の方々が幸福に生き切ることができるかどうかということは、とても大切なことです。幸福といてもいろいろな状況があると思いますが、健康で生きがいを感じるかどうかは重要であると思います。

2015年に発表されたアメリカ・ニューヨーク州のマウントサイナイ医科大学の研究チームの調査によれば、人生でより高い目的意識を持っている人々は死亡リスクや心血管疾患の発症リスクが低く、健康寿命が長いという結果が出ています。この高い目的意識の中には、生きがいや他の人の役に立つという観点も含まれています。平均寿命が伸び続ける中、65歳を超えてもなお就労や社会参加を通じて現役として活躍している方が増え、高齢者を一律に区切って支えられる側と捉えることは、実態にそぐわなくなってきました。多様な存在である高齢者の意欲や能力を生かせる環境づくりが求められているのです。こうした研究チームの調査を踏まえ、高齢者福祉施策を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、生きがいづくりの支援や就労の促進を行い、高齢者の社会参加の拡大を図る必要があります。また、少子高齢化、社会の急速な進展に伴い、労働力人口は今後ますます減少することが見込まれ、高齢者が経済や社会の担い手として、経験や知識を生かして活躍することがさらに求められてくると思います。

そこで質問いたします。

1. 本市の高齢者の状況について。

①現在の高齢者人口の割合と、その推移について、②要介護認定数とその推移について。

2. 介護予防のための取組について。

3. 生きがいづくりの支援について。

4. 就労支援について。

2から4については、それぞれ①現在行っている取組や支援について、②現在の利用者のニーズについて、③課題について、お伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 伊藤久恵議員の生涯現役社会に向けた高齢者施策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者人口につきまして、本市の65歳以上の高齢者は、この10年間で約2,000人

増加し、令和5年11月1日現在で1万1,527人となっております。総人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率は、およそ10ポイント上昇し、35.8%に達しており、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年にはさらに10ポイント程度上昇し、46.2%となると予測しております。

次に、市内の要介護認定者につきましては、この10年間で約400人増加し、令和5年11月1日現在で1,869人となっております。令和22年までに350人増加し、2,213人になると予測しております。

2点目の介護予防の取組につきまして、高齢者が生涯現役で活躍できる地域社会を目指し、市内の各地域で年間延べ80回以上の介護予防教室を開催しており、運動機能や口腔機能の維持、認知症予防といった様々な取組を行っております。今年度は、さらに新たに認知症予防の取組として、10月と11月にタブレット端末を活用した「脳を元気にする教室」を開催いたしました。参加者からは、「とても楽しく脳トレができた」「脳年齢が若返った気がする」といった声が寄せられており、大変御好評をいただいたことから、来年2月にも開催することとし、来年度以降も開催回数を増やして実施してまいります。

また、高齢者自らの積極的な健康づくりや介護予防への取組を推進するため、介護予防リーダーの養成に取り組んでおります。現在20名の介護予防リーダーの皆様には、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごせるよう、市内41地区で開催され高齢者の集いの場となっている高齢者サロンなどにおいて、気軽にできる運動方法などを指導する活動を行っていただいております。なお、介護予防リーダーにおいても高齢化が進み、登録者が減少傾向にあることから、来年度以降も定期的に介護予防リーダー養成講座を開催し、介護予防活動の担い手となる新たな介護予防リーダーの発掘と育成に、より一層取り組んでまいります。

3点目の生きがいづくりの支援と4点目の就労支援につきまして、健康を維持することとともに、生涯を通じて学ぶこと、仲間との交流の輪を広げること、労働や社会参加の機会を持つことが、高齢者の生きがいにつながるものと考えております。このことから、高齢者の皆様が気軽に活動できる3つの場づくりに取り組んでおります。

1つ目に、「学びの場づくり」として、高齢者学級において健康講座や体験講座、歴史・文化講座などの多数の講座を開講し、現在157名の方に学んでいただいております。また、生涯学習ボランティアが講師となる市民カレッジでは、健康講座や音楽講座、教養講座などを開講し、学習機会を提供するとともに、余暇活動を支援しております。

2つ目に、「コミュニティの場づくり」として、市ではいきいきクラブ海津と連携した様々な活動を通じてコミュニティの場を提供しております。主な活動として、軽スポーツ大会や囲碁・将棋大会、健康づくり研修会などの健康活動、小学生の見守りや地域住民への声かけなどを行う友愛活動、花壇づくりや地域の清掃などの奉仕活動を行っております。しか

し、近年では定年延長やライフスタイルの変化等に伴い、新規加入者の減少や高齢化による担い手不足が課題となっております。このため、今後も安定した運営・活動ができるよう、寄り添った支援を行ってまいります。

3つ目に「活躍の場づくり」として、働く意欲のある高齢者がこれまでに培った能力・経験を生かし、生涯現役で活躍できる就労機会の確保は重要であると認識しております。

総務省の労働力調査によると、高齢者の就業者数は、平成16年以降、19年連続で増加し、令和4年には912万人と過去最多となっており、高齢者は社会を支える大切な担い手となっております。そのため、国では高齢者が年齢に関わらず、働き続けることのできる生涯現役社会の実現を目指して、高齢者の就労支援の取組が進められているところであります。

本市においては、西濃圏域の市町で初となる無料職業紹介所を平成26年度に開設いたしました。この無料職業紹介所では、市内を中心とする事業所から求人情報を募集し、年齢に関係なく就労相談や職業紹介をハローワークと同様に行っております。無料職業紹介所を利用される高齢者は増加傾向にあり、全体の約3割を占めております。また、本年度の就労実績である13名のうち、6名が高齢者であることから、高齢者に向けた取組を強化する必要があると考えております。このため、本市におきましては、無料職業紹介所に求人の登録をされ、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業所の求人情報を取りまとめ、就労を希望する高齢者に提供することで、さらなる高齢者の就労支援に取り組んでまいります。

加えて、ハローワーク大垣と連携した就労支援の取組を進めております。具体的には、参加企業による仕事内容等の説明と個別面接を行うシニア向け企業説明会を今月11日にOCT文化センターにて開催いたします。さらに、高齢者の多様なニーズを踏まえた就労セミナーを開催するなど、今後も引き続き効果的な就労支援を実施してまいります。

これらのほか、本市では、様々な分野において市民が自発的に行う公益的な活動を総合的に支援する（仮称）「市民活動支援センター」の開設に向けて準備を進めております。このセンターでは、地域における社会貢献活動への参加を希望する市民と、こうした活動を提供する市民活動団体やNPO法人等を結びつけ、マッチングする役割を担うこととしております。市民活動支援センターを通して、高齢者の皆様が社会貢献活動に参加し、今までに培った知識や経験を生かして地域社会の支え手として活躍することにより、やりがいや生きがいにつながるものと期待しております。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

本市の高齢者の状況について、よく分かりました。今、65歳以上の市内の高齢者が10年で2,000人近く増加しているということで、高齢化率も10%上昇して35.8%、これはつまり15歳から64歳までの働ける年齢層2人で高齢者1人を背負う構図ということになりますし、またさらに団塊ジュニア世代が65歳以上になると言われている令和22年には高齢化率46.2%、もう1人で高齢者1人を支えなくてはならないという状況になるということですよ。地方なんかのように、特に若者なんかが少ないところでは、もっとさらに深刻な状態になるんだということ認識すべきなんだなということを感じました。

要介護認定数もその推移で、10年で400人近くで、これからお年寄りも減っていくかもしれませんが、さらにこれから令和22年までには350人ということで増えて2,200人を超えてくるという想定で、本当にこれも深刻なことであるなということも感じております。

高齢者の状況、そのような状況の中で、いろんな本当に市として福祉の面で介護予防なんかの取組、至れり尽くせりで一生懸命に考えていただいているなということは本当に痛感しておりますし、もちろん高齢者サロンなんかでの運動活動であるとか、例えば認知症の、さっき言われたタブレットを使っての脳トレーニング教室とか、いろいろ考えてやってくださっていて、次なる支える側のリーダーも養成していかなきゃいけないということもよく理解できました。高齢者の生きがいがづくりといたしまして、その場づくりということで、学びの場であるとか、またコミュニティの場であるとか、そしてまた活躍の場づくりということで本当に取り組んでくださっているということに感謝申し上げます。

今回、そういう高齢者の状況の中で、就労について、高齢者であってもやっぱりこれから、先ほどの答弁にもございましたけど、高齢者は社会を支える大切な担い手なんだということで、国においては、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指しているということをおっしゃってございますし、今回この就労に関して質問をさせていただきたいなと思っております。

まず最初にですけど、就労に関して、本市の無料職業紹介所を利用して、本年度就職者は13名と先ほどお聞きしました。そのうちの6名が高齢者ということで答弁の中でお聞きいたしました。そこで、直近3年ほどの65歳以上の就労状況というのは、市のほうで把握されていますでしょうか。年齢別、性別、業種別、また就労の動機とか、そのニーズについて教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 商工振興・企業誘致課長 高木洋君。

○産業経済部商工振興・企業誘致課長（高木 洋君） お答えいたします。

無料職業紹介所を通じて就職された高齢者の直近3年間の実績として、令和2年度が4人、令和3年度が10人、令和4年度が3人の計17人です。性別では、男性が11人、女性が6人で、年齢は66歳から78歳までの方が就職されております。就職先は、男性では土木作業員が最も

多く、次いで福祉施設等の運転手、女性では福祉施設等での介護職が最も多く、次いで販売業となっております。

無料職業紹介所を利用される動機といたしましては、安定した収入を得たい、体を動かしたい、外に出て社会とつながりたいなどの声を伺っております。希望される職種としましては、屋内軽作業が最も多くなっております。以上です。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

今回のこの報告をお聞きして、高齢者の方でも就労に至っている方がたくさんあるんだなということ、思った以上にあるんだなということを感じました。

本市のこの無料職業紹介所は、西濃管内では初めてつくられたもので、平成26年に開設されて、今10年ほどたっているということをお聞きしておりますが、私の知り合いにちょっと尋ねたところ、無料職業紹介所について知っていますかと聞いたところ、結構知らないという方が多かったんですね。何か残念だなと思ひまして、これだけ成果を出して今までやっていらしたのに、あまり周知されていないのかなということをお聞きしてちょっと残念に思いました。せっかくですので、今窓口としてこういう年齢層はいろいろで、その中の高齢者が今回これだけあったということなんですけれども、もし可能ならば、せっかくそういう窓口があるんだしたら、もっと分かりやすい名前をつけていただいて、市民の方にもっと知っていただくということも必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） 御提案ありがとうございます。

伊藤議員仰せのとおり、例えば以前、公共職業安定所、いわゆる職安でございますけれども、そちらが今ハローワークという言葉になってとても柔らかい印象を受けております。また、ほかの市町におかれましても、例えば中津川市の勤労者総合支援センター、長い名称ですけれども、こちらが愛称ワーカーサポートセンター、通称、略称でワーサポというようなこともございます。

少し離れますが、富山市ではJOB活とやまというようなことで愛称を選定して活動されておられるということでございますので、議員仰せのとおり、少しでも愛称といたしますか、皆様に分かりやすいような愛称をこれから考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次ですけど、ここで生涯現役社会の構築に取り組んでいらっしゃる、ほかの市なんですけど、事例がございましたので、そちらを少し紹介させていただきますが、まず1つ目として、千葉県の柏市では、主に55歳以上の市民に地元求人、ボランティアや学習活動とか、また健康づくりなどに関する情報をワンストップで提供できるかしわ生涯現役窓口というのを設置しているそうです。

これは、市や地域の関係団体で構成する柏市生涯現役促進協議会という、ちょっと大がかりな事業なんですけれども、これは厚生労働省が推進している生涯現役地域づくり環境整備事業として行われているんですが、岐阜県内においても手を挙げたところがあって、各務原市で取り組んでいらっしゃるってお聞きしています。今年3年で一応完結するそうなんですけど、そこでちょっと質問なんですけど、あともう一点すみません。あと、静岡のほうの浜松市でも、様々な分野で活躍できる社会をつくることを目指してということで、商工会議所とシルバー人材センターと社会福祉協議会、もちろん市とですが、連携して2019年に70歳現役都市・浜松宣言というのをされております。

こうやっといういろいろ取り組んでいらっしゃるところがあるわけですが、そこで質問でございます。例えば、柏市のようにハローワークやシルバー人材センター、社会福祉協議会、そういったところと連携を深めて、シニア層の生きがいづくりや就労について、本市でもワンストップで相談できるような窓口を開設するという、あるいはシニア人材バンクの開設などは可能ではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） ワンストップのサービスということで伺いました。

私も、現在無料職業紹介所の窓口にお越しになられた方が、例えば就労相談にとどまることなく、先ほどの例えば福祉ですとか健康ですとか教育など、生涯現役に関わるような御相談があった場合は、関係機関と連携をしまして、担当職員が窓口に来て相談に当たるというようなことで対応しております、相談者の方が動くことなくワンストップで対応できるように取り組んでおります。

したがいまして、本市としましては、先ほど市長からも答弁しましたけれども、本市の強みであります無料職業紹介所、こちらを愛称の話もございましたけれども、さらに周知するとともに、来所された方には引き続き広く御相談に応じてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

もう既に10年もたって、実際には動いていらっしやって、組織自体もございますので、それを形とするということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。部局を越えてになりますけれども、やはり市民のために、そういうワンストップ、大事かなと考へております。

それから、次ですけれども、これから超高齢社会に向かう中で、生きがいつくりをするこゝとや就労の促進ということは本当に重要になってくるなということは感じておりますが、本市においても、柏市の取組をそのまま海津市に当てはめるとすることはちょっと難しい、規模も違ひますし、同じということは難しいかなとは思ひますけれども、将来的には厚生労働省の生涯現役地域づくり環境整備事業というものを行つて、海津市生涯現役促進協議会というものを設立して、持続可能な就労や教育、福祉なんかの事業の連携を深めていくということは可能ではないかと考へるのですが、いかがお考へでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 生涯現役促進協議会の立ち上げにつきましてお答へをさせていただきますと思ひます。

高齢者が生涯現役で活躍していただけるように関係機関が連携していくことは必要であるというふうに考へております。

議員仰せの生涯現役促進協議会の立ち上げにつきましては、その必要性などの検討も必要であるというふうに思われますので、今後の検討課題ということで認識しております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。よろしく検討していただきますようお願い申し上げます。

高齢福祉施策において、生涯現役社会を見据えた政策がこれからはますます必要になりますけれども、本当に本市において様々な努力もしていただいておりますし、本市はやることが速いので、将来に向けていろいろやったださるなということを感じております。

日本老年学会の提言にもありますけれども、やはり75歳ぐらいまで普通に働ける社会、元気な人は、働きたい人は生涯現役で活躍できる社会を目指すことが大事だと思っております。

日本経済をちょっと見てみますと、財政状況なんか見ても、国の社会保障給付費というのは、2023年度の予算ベースで134兆円ですね。その134兆円の中の4割、40.7%は保険料で足らないわけです。公費が投入されております。この社会保障給付費、2040年にはさらに増えて、180兆円から190兆円、今の1.4倍に膨らむだろうと予想されております。国債を含むいわゆる国の借金と言われるものも、今年6月の時点で国の財政赤字1,276兆円とあるんですね。過去最高になったと財務省が発表してございました。少子高齢化が本格化していく上に、

さらに金利の上昇圧力もありますし、円安で若者なんかは海外へと流出する人も増えてきたり、国としても本当にしっかりやらないと厳しい状態が見込まれるということを感じております。

こういう持続可能性のところがとても大きな課題なのかなと感じておりますけれど、私たち高齢者というのは、就労における収入の多寡はちょっと別としても、世の中のお役に立てるということ自体が幸せだなということを感じるんですね。与えられる側から、何でも与えられるのが当たり前と思うんじゃなくて、与える側へと転換して、できるだけ長く社会のお役に立って生きがいを感じられるようでありたいなと思っております。

自治体としても、予算引き締めて頑張っていると思いますけど、コストカットに努めて持続可能性を高めていく観点も重要ですし、そういう点も含めてシニアの方への啓発も含めて後押ししていくような選択を充実させていただけたらうれしく思います。

次に、海津市、農業が盛んですので、遊休農地もたくさんありますし、それらを利用して農業に取り組む方とか、また生産したものを加工するとか、何か農業者の人材不足を解消する事業なども様々な発想が可能ではないかなと海津においては感じるんですが、高齢者の就労や社会参加を通して、体とか精神を鍛えて健康寿命を延ばす、そして医療費とか介護費を削減したり、抑制にもつながっていくのではないかなということを感じます。

最後にですけど、生涯現役社会の実現に向けた取組について市のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 生涯現役社会に向けた取組についてお答えをさせていただきますと思います。

生涯現役社会の実現に向けた取組といたしましては、まずはハローワーク、シルバー人材センター、また社会福祉協議会と協力を得ながら、高齢者の方々がこれまで培っていただきました知識や経験を生かして、地域や社会で役割を持って活躍いただけるような就労や社会貢献、社会活動の場や機会を一層充実させていきたいなというふうに考えております。それとともに、高齢者が希望されます活動内容と活動先のマッチング、また情報提供機能を新たに設ける、また相談支援体制の構築に向けた取組を行うことで、高齢者の皆様が多様な就業、社会参加機会の促進を支援させていただきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中にございました12月11日に、シニア向けの企業説明会もしてくださるとか、いろんな働きをしてくださっていますことに、本当に感謝申し上げ、私も生きがいとか人の



お役に立つという目的意識を持って、生涯、できるならば生涯現役で元気に明るく毎日過ごしてまいりたいなと思っております。就労や社会参加を通して、さらに元気でピンピンコロリといったのは変ですけど、そういう生涯を送りたいなということを感じております。

今日は、健康寿命の延伸と、そして医療費の削減、介護の抑制につながればいいなと考えながら一般質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで伊藤久恵君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時39分）

---

○議長（橋本武夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

---

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（橋本武夫君） 5番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

〔5番 里雄淳意君 質問席へ〕

○5番（里雄淳意君） それでは、質問を始めさせていただきます。

要旨、小学校における暴力行為について、質問相手は、市長、教育長でございます。

令和5年10月4日、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査結果が文部科学省から公表されました。

この調査では、国公立小・中・高等学校などを対象に、暴力行為、いじめ、自殺など8項目を調査項目として実施されていますが、ちょうど小学校低学年のお子様をお持ちの保護者の方から暴力行為の被害に遭っているとの御相談を受けていたタイミングとも重なり、特に暴力行為に関する調査結果について関心を抱かされました。

調査結果では、暴力行為に関するポイントとして、1. 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は9万5,426件、前年度7万6,441件であり、前年度から1万8,985件、24.8%増加。2. 児童・生徒1,000人当たりの発生件数は7.5件、前年度6件、令和2年度は全国一斉休校など教育活動が制限されたことにより、全校種で暴力行為の減少が見られたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった。3. 部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、接触機会が増加し、いじめの認知に伴うものや生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどが暴力行為の発生件数の増加の一因となったと考えられると、3点のポイントが上げられております。

また、この調査を受けて、岐阜県において10月6日に県内分の取りまとめが公表され、岐阜県内の小・中学校、高校で令和4年度に発生した暴力行為は2,732件、前年度2,248件で、前年度より484件増えており、児童・生徒1,000人当たりの件数は13.2件で全国値の7.5件を大きく上回っています。内訳は、小学校が1,997件、前年度比329件増、中学校が668件、同155件増、高校が67件、増減なしとの報告がなされております。

全国と比べると、県内の暴力行為の1,000人当たりの件数は非常に高い数字となっておりますが、私は件数の多少の比較にはあまりこだわるべきではないと考えており、暴力行為の発生件数の増加の一因として考えられているいじめの認知に伴うものや生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたこととあるように、むしろきめ細かく正確に現状把握がなされていることによるものだと考えております。

問題は、小・中学校、高校で発生した暴力行為が、令和4年度に過去最多の件数が報告されていることであり、コロナ禍の令和2年度を除くと、年々増加している現実は重く受け止めなければならないと思います。また、特に小学校で暴力行為が激増している現実も見過ごしてはならない点であると考えます。

「学校では学力が伸びない本当の理由」林純次著に、「昨今の小学校における暴力行為が急増している。1997年は1,432件だったのに、2020年には4万1,056件と約29倍だ。対教師、生徒間、器物破損のいずれも増加しているのだが、生徒間が3万548件、全暴力行為事案の74.4%と群を抜いている。かつては「雨降って地固まる」という子どものけんかもある部分では許容されてきたが、現在の生徒間暴力が生徒の精神を成長させる「雨」になっているのかどうか疑わしいと思っている。なぜなら、こういった行動を起こす生徒に抑鬱傾向が見られることがあるからだ」と、小学校における生徒間での暴力行為の激増とその要因を指摘しています。

小学校での暴力行為の要因については、「コロナが影響しているのではないか」「昔も暴力行為はあった」「親が成長できておらず子どもが子どもを育てているようなものだから」「昔の教員のように適度な体罰がないから」など様々な意見をお聞きすることがありますが、私は根本要因を究明することがこの問題を解決するための先決問題であると考えており、決して一つの事象を裁くことでは本当の解決にはならないと感じております。

本市においては、小学校の統合も控えておりますし、そして何よりも暴力の被害に遭われているお子さんがいるという事実がある以上、早急に対策を講じる必要があると思います。以上を踏まえ、下記のとおり質問をさせていただきます。

1. 本市における小学校での暴力行為の現状をお聞かせください。また、その現状についての見解をお聞かせください。

2. 小学校で暴力行為が発生した場合、学校の対応はどのように行われていますか。また、

家庭に対する啓発と指導が必要である場合、家庭へのアプローチについてはどのように行っていますか。

3. 暴力行為の要因の分析、関係機関との協議など、対策に向けた取組は行われていますか。

4. 教育関係者から精神的に不安定な子どもをはじめとした配慮が必要な子どもが増えているとお聞きしますが、その認識についてはどのようにお考えですか。

5. 幼稚園・保育園から小学校にスムーズに移行できない小1プロブレムから、低学年の暴力行為へ発展していることが懸念されています。未就学時における幼稚園・保育園からの対策が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 里雄淳意議員の小学校における暴力行為についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、全て私から答弁いたします。

1点目の本市における小学校での暴力行為の現状につきましては、暴力行為を行った児童の人数を児童1,000人当たりで見ますと、平成30年度は72.6人、令和元年度は同じく72.6人、令和2年度は55.8人、令和3年度は68.5人、令和4年度は32.1人と、直近の5年間では減少傾向にあります。しかし、これはコロナ禍で子ども同士が接触する機会が少なかったことも影響していると考えられ、今後様々な活動が再開されることに伴い、増加に転じる可能性があります。

2点目の小学校で暴力行為が発生した場合の学校の対応につきましては、休み時間に教室内でちょっかいを掛け合っていた2人が口論となり、最後には双方とも手を出した場合を例に説明をいたします。

まず、当事者の2人と周りにいた子どもらに対し、職員が聞き取りを行います。具体的には、時系列に沿って、最初はどこなちょっかいを掛け合っていたのか、口論ではどんな言葉を発していたのか、最初に手を出したのはどちらなのかというように暴力の内容、強さ、回数なども詳しく聞き取りします。

次に、聞き取った内容を関係職員ですり合わせて、事実を把握し、今後の対応などを確認します。そして、当事者への指導を個別に行います。職員は当事者と話す際に、口論を途中でやめられなかったことや手を出したことなど、自分の何が問題であったのかを考えさせます。また、相手への謝罪や二度と繰り返さない決意が必要であることを認識させます。

その後、当事者双方が顔を合わせ、お互いに謝罪する場を設けます。暴力行為の場合は、

その日のうちに必ず保護者に対し、暴力行為の事実や指導したことを説明するようにしています。このような進め方を基本としていますが、状況に応じて臨機応変に対応することを心がけています。

家庭に対する啓発や指導につきましては、保護者には、ふだんから子どものよいところを家庭でも十分に認め、子ども本人が安心して生活できる環境をつくっていただくようお願いをしています。その上で、暴力行為の事案が起きたときの家庭へのアプローチとしては、保護者に来校していただき、懇談するようにしています。

懇談では、暴力行為の事実や学校で指導したことを職員が説明します。このときに、自分の子どもがやってしまったことを保護者としてしっかりと受け止めていただくことが重要です。本人が実際に話した言葉を用いて説明することで、子どもが事実を認め、反省していることを保護者として納得していただけるようにしています。また、再発防止のためには保護者にも協力していただくことが必要です。過ちを繰り返さないように、保護者から子どもにプレッシャーをかけるのではなく、子どもが努力したことや成長したところを認め、子ども本人が前向きな気持ちで生活できる環境をつくっていただくよう保護者をお願いしています。

3点目の暴力行為の要因の分析など対策に向けた取組につきましては、まず、なぜ暴力行為が起きたのかを検証し、暴力行為が起きやすい状況をできるだけ明確にするようにしています。それを踏まえ、未然防止対策として、学校では、本人への指導や学級・学年への指導など様々な対応を行っています。こうした取組は、学校内で共有するとともに、他校とも共有するようにしています。

また、それでも暴力行為の再発が懸念される場合は、ケース会議を開きます。その会議には、子ども相談センター、社会福祉課、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもの発達に関する専門指導員などにも出席を要請し、暴力行為の対応についての助言を得て、今後の指導の方向性を決めています。さらに、必要に応じて面談や家庭訪問なども行うことで、対象児童の生活のリズムが整ったり、落ち着いて行動できる場面が増えたりするなどの効果を得ています。

4点目の配慮が必要な子どもにつきましては、コロナ禍により子ども同士が触れ合う機会が減少し、自分はどう振る舞えばよいのかを学ぶ経験がどの子どもにも不足していることから、配慮が必要な子どもは増えているものと認識をしています。言葉ではうまく伝えられず、どう表現してよいか分からないため、つい手を出してしまう子どもがいます。そのような子どもには、自分の気持ちを言葉で表現する力をつけるための特別な支援が必要です。

どの子どもにとっても新しい学級への期待と不安が高まる4月には、相手のよい行動を見つけ合う活動やお互いのことを知る活動を取り入れて、自信をつけたり不安を和らげたりしています。今後も、例えば、自分の短所を前向きな言葉に言い換えて仲間と伝え合うなどの

構成的グループエンカウンターと呼ばれる手法を用いて、人間関係づくりや自分自身のことについて学ぶ機会をより充実してまいります。

5点目の未就学時における対策につきましては、就学前から子ども同士がよりよい関係をつくる経験を重ねることができれば、暴力行為などの問題行動の減少につながると考えております。

本市では、学識経験者の指導の下、市内認定こども園全園の5歳児の担任保育士と小学校1年生の担任教諭から成る幼児教育・保育研究会を設置し、認定こども園での園生活と小学校へ上がったからの学校生活とのギャップを埋め、小学校へのスムーズな接続に結びつく保育・教育の研修を実施しています。具体的には、就学前の園児がスムーズに小学校生活や学習に適応できるようにすることや、幼児期の学びを小学校教育につなげるため、公開保育や公開授業を行い、教育現場における具体的な手法を学ぶとともに相互理解を図っています。このような取組を通じて、園生活から学校生活への環境の変化によって、子どもたちが大きなストレスを抱え込むことなく、落ち着いた学校生活を送ることができるように対策を講じているところです。

今後につきましても、園生活において入学後何かしらの支援が必要と思われる子どもにつきましては、小学校での対策が適切に講じられるよう丁寧な引継ぎを行うとともに、保護者と小学校が子育てで連携できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、里雄淳意議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、通告書のとおり順番に再質問をさせていただきます。

まず1点目、本市における小学校での暴力行為の現状についてですが、文科省と県の暴力行為に関する調査結果の公表では、1,000人当たりの件数で報告がなされていますけれども、今御答弁では1,000人当たりの人数でお答えいただきまして、国や県の報告と単純に比較することができないんですが、人数でお答えいただいた理由を説明してください。

○議長（橋本武夫君） 学校教育課長 大坪光君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（大坪 光君） 御質問にお答えいたします。

答弁でお答えした市の人数ですが、国の調査で県に報告する際の数え方とは大きく2点異なっております。

1点目の違いは、市では暴力を振るった当事者の人数をその都度数えていきますが、国の調査では、事件の件数として数えることとなります。例えば、3人が暴力を振るう事件が起

きた場合、市では3人という人数を扱いますが、国の調査では1件という件数を扱います。暴力行為の現状についてお伝えするには暴力を振るった人数のほうが望ましいと判断いたしました。

2点目の違いは、暴力行為に該当する内容の扱いです。市では、暴力行為の内訳として、人に対する暴力、器物の損壊に加え、校舎内外を徘徊するなどの粗暴な行為を含めて人数を数えております。一方、国の調査では人に対する暴力と器物の損壊のみの件数を数えることとなっております。暴力行為の現状についてお伝えするには粗暴な行為の人数も含めたほうが望ましいと判断いたしました。

ちなみに、国の調査と同じ数え方で児童1,000人当たりの件数を見ますと、平成30年度は59.8件、令和元年度は57.2件、令和2年度は47.3件、令和3年度は45.1件、令和4年度は19.7件となっております。減少傾向にあることは変わりません。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

単純に比較がちょっとできにくいということでもありますけれども、今件数、令和4年度は19.7件と減少傾向。ただこれは、全国は1,000人当たり7.5件、岐阜県は13.2件と減少したんですけれども、海津市はちょっとほかと比べて非常に件数が多いと感じるんですけど、私はこれはきちんと正確に把握されている結果だと思っておりますので、このことにこだわるべきではないと思っておりますけれども、本市においても暴力行為が行われておるとこの事実ということはあるということだと思います。

海津市の令和4年度の暴力行為の発生件数につきましては、大幅に減少しておると。その要因はコロナ禍が影響しておるのではないかと今御答弁いただいたわけですが、全国と県の報告では、令和2年度はコロナ禍の影響によって下がったんですけれども、令和3年度はまた令和元年度並みに件数が増え、令和4年度、昨年度ですね、は、過去最多を記録しておると、こういうことでもあります。もうコロナ禍以前に戻って、また令和4年度は大幅に増えておると。国と県も過去最多を記録しておるということでもありますけれども、令和3年度までは本市の状況も国や県と類似しておるんですけれども、令和4年度海津市が減少傾向になったと。これはコロナの影響と本当に分析してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 令和4年度の学校訪問をさせていただいたときに、子どもたちの様子を見てみますと、かなりマスクのことですとか、距離のことですとか、だんだん緩和していく方向に世の中あったと思います。それが先ほどの国や県の上昇につながっているのかなということをおもうんですが、海津市に学校訪問すると、みんなマスクしていますし、距離も

きちんと取っているんですね。どんなに少し緩めよう、取ってもいいんだよということも言っても、体育の授業ですらなかなか外さないというような状況の中で、やっぱりひとつ子どもたちが誠実といいますか、実直といいますか、そういうこと、あるいは周りに迷惑をかけたくないという優しい思いとか、そういうことがそういう姿になっていったのかなということを見ると、私は海津市の子どもたちのよさと、そんなふうに捉えています。そういった状況が3年間続きましたので、やっぱり落ち着いた状況が3年続きますと、やっぱり落ち着いたというところが継続したのかなあというふうに分析をしております。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

海津市のお子さん、非常にいい子だということでありますけれども、私はこの問題の解決の糸口は、正確な現状の把握とその分析が欠かせないと思っております。今、教育長の見解をお聞かせいただいたわけでありますけれども、それをきちんとしないと、効果的な対策を講じることができないと、そのように思っておりますので、分析をきちんとしていただけたらなと、そのように思っております。

それでは2点目でありますけれども、小学校で暴力行為が発生した場合の学校、そして家庭に対するアプローチについてであります。子どもに対しても保護者に対しても非常に丁寧な対応がなされていると感じました。しかし、一方、非常に先生方の負担が大きいのではないかと、そういうものを同時に感じました。それは基本的な考え方として、学校で起きたことは学校で解決するという、こういう基本的な考え方があるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 暴力行為を行った場合の被害者はもちろんですけれども、加害者であってもやっぱり人格形成の途中にあるわけです。一人ひとり本当に大切な子どもであるわけです。そこで、その子どもたちが安心して生活できるように、職員が最善を尽くして学校内で解決をするということが基本かなというふうに思っております。

ただ、児童・生徒が起こした暴力行為や児童・生徒の抱える背景によっては、学校だけでは対応し切れない場合がございます。その際には、学校が警察、医療、福祉等の関係機関と連携して、児童・生徒の指導、支援に当たっていく必要があるかなあというふうに思っております。

そうした関係機関との連携については、日頃から情報共有をして、信頼関係を築いていくということが前提であるかなというふうに思っておりますので、決して抱え込むわけではなく、連携を丁寧にやっていくと、そういうふうに捉えていただけるといいかなというふうに思っております。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） よほど重要なことがない限り学校で解決を図っていきたいということでありませけれども、私は、特に家庭に対するアプローチを思うのですが、先生や学校だけに任せておく、お任せするという形はもう限界があるんじゃないかということを思っております。

それは何でかと申しますと、まず家庭の教育力が低下しているということがあると思えます。ただ、この家庭の教育力の低下というのは、個々の親の問題ではないと私は思っております。私の子どもの頃は3世代同居の家が多かったですし、親以外にも多くの大人が子どもに接し、そしてそういう全体として家庭教育を担っていただいたように思っております。地域の人々のつながりも今より密接で、どの家の子どもたちも地域の子どものように見守り、育てていただいたように思っております。そして、子ども同士も大勢の子どもと接して、年の違う子ども、そして小さな子どもの世話をしたりとか、こういう子育てを支える仕組みや環境がおのずとあったような気がしております。社会全体で子育てをしてきたと言えると思うんですが、しかし現在は家族の形態、それから生活様式も大きく変わっておりますし、核家族化、地域のつながり、こういうものの希薄化が進んでおります。

だから、今から昔のように戻るということは不可能であると、このように思いますが、子育ては社会全体で行うという、こういう視点を持って新しい仕組みをつくるが必要になってくるのではないかと、このように思っております。言うのは安し、言うのは簡単ですが、実際にどうしたらいいかという妙案もございませんけれども、まずは先生や学校にだけお任せしていることの問題を広く課題にしていくことから始めてみてはどうかと私なりに思っておりますが、実際、家庭に対するアプローチを学校だけで行うことについては、どのようにお感じになられておるかお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 家庭へのアプローチということでいいますと、やっぱり保護者と信頼関係を築くというのが前提になるなあというふうに思っております。やっぱり問題が起きた、例えば暴力行為が起きたときに親さんへの連絡をするということだと、やっぱり叱られることが前提にあって、親さんもやっぱりなかなか学校に足が向かないというような状況になります。ふだんからやっぱり子どものよいところを伝えたり、家庭での様子を教えていただいたりしながら、その子を丸ごと学校、家庭できちんと見届けていくということがやっぱり一番のスタートになるかなと。それがあって初めて、今回のことは失敗したけれども、家庭でも何とか止めていただけるようお願いしたいんですということが伝わるかなと。そして、叱られたことを子どもにぶつけるだけでは、結局その子どものプレッシャーといいま



すか、ストレスがまた学校で暴力になるということにもなりかねません。負の循環になってしまいますので、学校であったことをよく反省して、家庭で見届けていただいて褒めていただく、褒める教育が前提になるかなとそんなふうに思っております。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 非常に大事なことだと思います。ただ、学校の先生はふだんの業務というか授業もごぞいますし、そういう問題にかかりつきりになるというのは負担になるのではないかと、その辺の本音というか本当のところはどのように思われておりますか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 確かに仕事量は増えておりますし、ICTのことなんかでまた研修が入ってきたりと、その先生方の御苦労は本当にあるんですけども、実は教育の本質だと私は思っているんです。この子の成長ということを考えたときに。なので、そこは教員はいとわないと私は信じております。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

暴力行為の要因の分析についてでございますけれども、暴力行為の要因は検証されているということではありますが、それはどなたが検証されておられるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 学校教育課長 大坪光君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（大坪 光君） 検証を行う職員ですが、当事者の担任や学年主任に加え、生徒指導主事、管理職が中心となります。内容によっては、他学年の職員を含める場合がありますし、さらに主幹教諭、教育委員会の担当職員などが加わる場合もあります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） こちらも基本的には学校内で検証されるということを今教育長からお聞きしたので、これ以上はお聞きいたしませんけれども、こういう検証した後に、暴力行為が起きやすい状況を明確にされていると今御答弁いただいたんですけども、そういうケース、主なもので結構ですが、少し御説明いただけませんかでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 学校教育課長 大坪光君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（大坪 光君） 暴力行為が起きやすい状況を2つお答えいたします。

1つ目は、家庭でいららする出来事があり、気持ちが落ち着かないまま登校した場合は、朝からふだんとは違う振る舞いが見られることが多いです。2つ目は、授業が長引いたり、急に係活動などの用事が入ったりして、楽しみにしていた休み時間に遊べなくなったときです。怒りのやり場がないので、ちょっとしたきっかけで相手を攻撃することがあります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

先ほど先生方で事態が收拾できない場合は、ケース会議というものを開かれるということでありまして、これは年間どのぐらい開かれておるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 学校教育課長 大坪光君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（大坪 光君） ケース会議の開催頻度につきましては、校内の職員のみで開催するものが年間10回前後です。また、外部の方にも同席していただく場合につきましては、年間3回前後となっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ケース会議につきましては、外部の方の助言をいただくという非常にいい仕組みだと思っておりますが、年間3回という、これ全部の小・中学校で3回ということは非常に少ないなという今実感しておりますけれども、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、この現代社会にとって大事な存在だと思っておりますし、先生の支えになるとそのように思っております。このスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーの勤務形態について教えていただけませんか。

○議長（橋本武夫君） 学校教育課長 大坪光君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（大坪 光君） まず県のスクールカウンセラーですけれども、本市には4名配置されています。日新中学校区1名配置で、年間に45回、校区の小・中学校に行っていただいております。また、平田中学校におきましては1名で、年間34回です。さらに、城南中学校区につきましては2名で、年間41回、カウンセリング等の活動を行っていただいております。

一方、県が派遣しますスクールソーシャルワーカーにつきましては、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境が改善するように、本人及び保護者への働きかけ、また関係機関との連携・調整、校内の体制づくりについての助言、教職員への研修などを行っていただいております。

現状では、毎週1回、1か月間にわたり継続的に学校に来ていただき、対象となる児童・

生徒の学習の支援や面談をお願いしています。また、別のソーシャルワーカーの方には不登校傾向の児童・生徒のケース会議への同席を要請し、助言を求めています。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

この現代社会においてこういうスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという存在は非常に貴重な存在だと思っておりますので、学校と緊密に連携が取れるような体制をこれからも維持していただけたらなど、そのように思います。

次に4点目でございますけれども、コロナ禍によって配慮が必要な子どもが増えているという認識をお示しいただいたんですけれども、厚労省の調査結果でありますけれども、日本では子どもの人口が減少する中、発達障がいと呼ばれる子どもが増え続けており、2006年発達障がいの児童数は7,000人であったのですが、2019年には7万人を超えたという、コロナ以前にもこのような結果が出ておりますけれども、この件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 特別な支援を必要とする児童・生徒の人数というのは、海津市においても増え続けております。

それは、先ほど議員おっしゃった発達障がい等、障がいに対する理解が深まってきたあかしであるというふうに思っております。つまり、軽度であっても診断を受けられるようになり、対象者に気づきやすくなったということが上げられるかなというふうに思います。このことによって、個に応じた適切な療育ですとか、対人関係のスキルを学ぶ機会が増えて、自立に向けた学びができることにつながるかなというふうに思っております。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

時間の関係もありますので、5点目の質問に移らせていただきます。

こども園から学校へのスムーズな移行のために、年長の担任保育士と小学校1年生の先生が様々な取組をしていただいているということは、非常に大切な取組をしていただいていると思っております。ただ、特に配慮が必要なお子さんへの未就学児への支援も重要な取組になってくると思いますが、その辺はどのような取組をなされているのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 取組につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

療育につきましては、障がいのある子どもが社会的に自立できるようにするために行う治療教育でありまして、一般的には障がいの子どもたちの成長において早期の治療がとても大切だというふうに言われております。

本市におきましては、発達支援センター「くるみ」におきまして、心身に発達の遅れやその疑いのある子どもに対しまして、電話や来所相談などによります相談支援や臨床心理士によります発達検査などを行わせていただいております。検査などによりまして療育が必要なお子様につきましては、自立支援や機能訓練を行うために、市の社会福祉協議会が運営いたします児童発達支援事業所「みらい」につなぎ、お子様の発達問題や支援内容について情報交換を行わせていただいております。

また、くるみとみらいの職員が、年2回ではございますけれども、市にございます認定こども園9園に巡回相談を行わせていただいております。そこで保育士の方に対して、障がいやその特性の早期発見や早期対応のための助言や指導を行わせていただくとともに、個別に電話なんかの相談も行わせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

私、今回、ある親さんから相談を受けて、この問題をどうしたらいいのかと考えたときに、簡単にいく問題じゃないなということは思いました。現代社会の問題等とも絡んでくるような問題であります。

ただ、私はもっとシンプルに考えたらどうかなということも思っております。これはイギリスの精神科医の方の言葉でありますけれども、「子どもは誰かと一緒にいるとき一人になれる」と、こういう言葉を残しておられるんですけども、一緒にいるとき一人になると、矛盾しているように思うんですけども、例えば砂場で小さい子どもが遊んでおる、安心して遊んでおられる。それはなぜかという、近くにお母さんがベンチに座っておるという、この安心感があって遊べるわけでありまして。ベンチに目を向けてお母さんがいないと、子どもは途端に遊ぶことができなくなるという、こういうことを言っておるんでないかなと思うわけでありましてけれども、いつも誰かが、一番身近な存在という母親でありますけれども、今の社会、その母親だけというわけにもいかないと、こういうことを思いますが、いつも誰かがあなたのことを見守っておると、そばにおるよという、こういうことが子育ての基本になってくるんでないかなということ 생각합니다。

ある保育関係者の方からお聞きしたんですけども、子どもの授乳中にスマホを触っておる親さんがいらっしやると。これは仕方ないといえば仕方ないのかもしれないけれども、それではやっぱり子どもが育たないのではないかなと。何かそんなところから見詰め直していくと

いうことが非常にこの問題を解決していくのに重要なことでないかなと思っております。

被害を受けておるお子さんがいらっしゃるということでありますので、なるべくその問題を早急に解決するように、まずその問題に向き合ってください、非常に学校、教育現場というのは負担が、想像できないぐらいの負担がかかっておりますけれども、どうぞ今後ともその取組を進めていただけたらなど、対策を行っていただけたらなど、そのように思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本武夫君） これで里雄淳意君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時38分）

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

---

◇ 松岡唯史君

○議長（橋本武夫君） 10番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

要旨1. 国保税について、質問相手は市長であります。

1. 国保税について。

日本の公的医療制度では、会社員、公務員とその扶養家族は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者健康保険に加入して医療を受けます。75歳以上の高齢者と65から74歳の障がい者は後期高齢者医療制度に加入させられます。国保は、これらの制度に入らない全ての国民のための医療制度です。現役時代は健保に入っていた人も、年金生活者となると多くは国保に加入をします。

国保は誰もが一度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度と言えます。しかし、この保険料（税）が高過ぎて払えないことが各地で大問題となっており、高過ぎる国保料（税）は、まさに住民の暮らしと命を脅かす重大問題であります。また、高過ぎる国保料（税）は、格差と貧困をますます深刻にする重大要因にもなっていると言えます。

今の国保制度がスタートしたのは1961年ですが、当時、首相の諮問機関だった社会保障制度審議会は、零細事業者や日雇労働者、無職者など低所得に被保険者が多く、保険料に事業

主負担がない国保を運営するには相当額の国庫負担を導入して保険料を低く抑える必要があるという立場を打ち出していました。ところが、1984年の法改定で国保への定率国庫負担を、それまでの総医療費掛ける45%から総医療費掛ける38.5%に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けました。

一方で、国保制度がスタートしてから国保加入者の状況は大きく変化し、かつては農家と自営業者の保険であったのが、今では無職と非正規の保険になっており、こうした中で加入世帯の平均所得は大きく減り、加入者の貧困化が進んでいます。

さらに、国保加入者の多数が年金生活の高齢者となることで、国保の医療給付費が年々増加しました。国保料（税）には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じて係る均等割など健保にない賦課の仕組みもあるため、もともとほかの医療保険より負担が重くなる傾向にありましたが、この間の国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体に進む中で国保料（税）の高騰が止まらなくなっているのです。

私は、議員とならせていただいて以降、市民の皆さんの御要望や高過ぎる国保税を何とかしたいという思いから、本市の国保税について、平成30年第1回定例会、令和2年第1回定例会、令和3年第2回定例会と一般質問にて計3回取り上げてきました。しかし、本市の国保税額は、年度によって変動はあるものの高止まりしたままで、被保険者の負担は相変わらず重いものとなっています。

そこで、次の点について市長にお尋ねをします。

1. 直近5年間における本市の1人当たりの国保税額を教えてください。
2. 令和2年第1回定例会の一般質問での当時の市長の御答弁では、平成30年度実績における西濃圏域11市町の中では1人当たりの国保税額が2番目に高いとのことですが、現在はどうなっていますか。また、その要因は何でしょうか。
3. 令和2年第1回定例会及び令和3年第2回定例会の一般質問において、県の国民健康保険運営方針において、将来的な保険料水準の県内統一を目指すことが検討されていると御答弁されており、岐阜県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）には、確かにその旨が記載されています。そこで、保険料水準の統一化に向けた協議の進捗状況と、保険料水準が統一化された場合の本市国保税額への影響について御説明を願います。
4. 私は、これまでの国保税に関する一般質問において、国保税における子どもの均等割分の減免を訴えてきましたが、令和4年度からの国として実施した未就学児の均等割分に係る保険料負担の半減にとどまっております。本市独自の減免策に関しましては、子育て支援及び少子高齢化の観点からは有効な手段とされる一方で、資産割をなくすことを優先させたい、将来的な保険料水準の県内統一化を目指す中で、本市だけが子どもの均等割をなくすのは難しいといった理由から、これまで実施されておられません。しかし、今年度の未就学児を

除く子どもの均等割額は、1人当たり4万1,600円です。子どもが2人いれば8万3,200円、3人ならば12万4,800円です。この税額は高過ぎると思わざるを得ません。また、子どもが増えるに伴って負担も増えていくということから、本市の子育て支援に逆行していると考えます。

そこで、私は子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、早急に子どもの均等割分の負担を市独自で減免すべきだと考えますが、改めて市長の御認識をお尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の国民健康保険税についての御質問にお答えをいたします。

1点目の本市の加入者1人当たりの国民健康保険税額につきましては、令和元年度が11万5,968円、令和2年度が11万5,508円、令和3年度が11万5,711円、令和4年度が11万9,835円、また今年度につきましては、11月現在で11万2,178円となっております。

2点目の西濃圏域における本市の状況につきまして、国民健康保険は市町村ごとに要した医療費に応じて県に支払う国民健康保険事業費納付金を加入者で負担する仕組みとなっております。令和4年度においては、この納付金の加入者1人当たりの額が西濃圏域11市町の中で最も高くなったことから、保険税額につきましても西濃圏域で一番高額となっております。

今後は、市民の健康づくりのため健康相談や健康教室の充実を図るとともに、各種がん検診や特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率を向上させるほか、医療費が高額となる可能性の高い糖尿病性腎症の重症化予防、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費抑制の取組をより一層推進してまいります。

3点目の保険料水準の統一につきまして、国において都道府県ごとに保険料水準の統一を目指す方針が示されており、その方針に基づき、本年10月に保険料水準統一加速化プランが策定されたところであります。

この計画では、令和6年度からの6年間で保険料水準の統一に向けた取組を加速させる期間と位置づけ、都道府県ごとに加入者1人当たりの国民健康保険事業費納付金を令和12年度までに統一する方向性が示されております。

県におきましても保険料水準の統一に向け、令和11年度に加入者1人当たりの国民健康保険事業費納付金を統一することが本年3月に決定されたところであります。これらにより県内の保険料水準が平準化されることから、本市における加入者1人当たりの保険税額は低くなるものと見込んでおります。

4点目の子どもに係る均等割額の減免につきまして、先ほど答弁いたしましたとおり、現

在、県における保険料水準の統一に向けた取組が行われているところでありますので、新たに本市独自で実施することは考えておりません。

なお、子どもに係る均等割額の軽減につきましては、まずは国の責任において対応すべきであると考えており、全国市長会を通じまして制度の拡充を要望しているところであります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

今、市長から一通り御答弁をいただきましたけれども、1人当たりの国保税額などを聞きまして改めて国保税が高いということを感じました。一方で、この御答弁からは高過ぎる国保税を何とかしなければならぬというものが伝わってきませんでした。何か人ごとといたしますか、高くてもやむを得ないという感じが私にはしまして大変残念に思います。

そもそも国民健康保険法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとあります。つまり、国保は助け合いの制度ではなく、国や都道府県、市町村からの負担を原則に成り立つ社会保障の制度であるということを理解していないといけないと思います。

また、平成30年度からの国保の都道府県化によりまして、財政運営の主体というのは都道府県になりましたけれども、あくまで市町村が保険料の賦課決定を行うということも重要であります。つまり、保険料を決める権限というのは市町村にあるのですから、市町村が自らの判断によって、国ですとか都道府県の圧力をはねのけて、一般会計からの繰入れによる国保税の負担抑制ですとか、自治体独自の保険税減免を維持拡充することは可能であると言えます。

そのことを踏まえまして再質問させていただきたいと思います。

まず、保険料水準の県内統一化についてであります。来年度から市町村ごとの納付金算定に係る医療費水準の影響を段階的に小さくしていくということで私は理解をしております。そのことによりまして、総体的に医療費水準の高い海津市というのは納付金額が少なくなつて国保税額も抑えられていくということになるろうかと思えます。

この医療費水準の格差の反映をなくしていくというのは保険料水準の統一に向けた第1段階であるとのことでありまして、その他、保険料水準の統一のために取り組まなければならない項目というのは幾つもあるというふうに私は理解をしております。つまり、県の国民健康保険運営方針によりまして、保険料水準の統一化の定義といいますのは、県が算定する市町村標準保険料率を全ての市町村において同一とすることであります。



したがいまして、保険料水準の統一化というのはまだまだ先の話になるんじゃないかなと私は思うのですが、その点について、どのぐらい先になるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 保険料の統一につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどの市長の答弁もありましたし、議員がおっしゃられるように、まだ来年度から11年度までに当たりまして納付金の統一を行うということでございます。現在、岐阜県の国民健康保険運営方針が改定を今進められておりまして、まだ素案の段階ではございますけれども、県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税の額となる完全統一につきましての目標年次につきましては触れられておりませんので、今後協議をしていくことになるかと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

医療費水準の差による考慮をなくしていくというのが6年後になるということでありまして、保険料水準の統一化というのはまだ先になって、部長さんが今おっしゃられた完全統一というのは本当にまだ先のことになるのかなあというふうに思っております。

そこでなんですけれども、先ほどの御答弁では、子どもの均等割分の減免について、県内の保険料水準の統一化に向けて今動き出しているのですが、できない、やらないというような趣旨の御答弁だったかと思えます。しかし、今御答弁にもありましたように、保険料水準を県内で統一化していくというのはまだまだ先の話であります。少なくとも6年後、それ以降になるのではないかというふうに思われるわけであります。

それで、さらにもう一つ言いたいのが、ほかの自治体では、こういう状況の中でも子どもの均等割分の減免というのをやっております。例えば岐阜県内におきましては、下呂市が第3子以降ではあるんですが、子どもの均等割分の減免を基金を取り崩しながら行っております。また、保険料水準の統一化といいますのは岐阜県に限ったことではありません。全国の都道府県で進められようとしておりまして、そういう状況におきまして、愛知県の大府市ですとか稲沢市におきまして子どもの均等割分の減免を行っております。

つまり、保険料水準の統一化が進められようとしている中でも、自治体独自で子どもの均等割分の減免というのは、本市が海津市がやろうと思えばできるということを私は強調したいんであります。

しかもなんですけれども、私が担当課に確認した限りですと、この間、国保特別会計において積み立てられた基金といいますのは約5億5,000万円です。そのほとんどがこの5年間

で積み立てられたものであります。

一方で、子どもの均等割分を全額減免するために必要な予算額といいますのは、海津市におきましては18歳以下の試算で約1,500万円でありまして、やろうと思えば海津市でも基金を取り崩してできるのではないかと、取り崩さなくてもできるかもしれないし、取り崩してでもできるのではないかというふうには私は考えるわけでありまして。

このように、やれない理由というのではないわけでありまして、そこで改めて市長にお尋ねをしたいのですが、どうして子どもの均等割分の減免をやらないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 子どもの均等割分の減免につきましてのお答えをさせていただきます。

先ほど市長の答弁でも申し上げましたとおりで、令和3年6月に国民健康保険法が改正をされまして、令和4年4月より現在実施をしております未就学児に係る国民健康保険税の均等割の減額措置が導入されております。子どもの均等割の減額の拡充につきましては、国が制度改正を行って財政支援をすべきであるというふうには考えております。

また、先ほども触れました岐阜県国民健康保険運営方針におきましては、被保険者の負担の公平性及び市町村の枠を超えて支え合う医療費制度を構築していく観点から、保険料水準の県内統一を目指すと言われておりますので、市単独で独自の減免制度を設けることにつきましては慎重な対応が求められるというふうには考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 国が率先してというか一律で、この課題、子どもの均等割分を減免するというようなことについて取り組むということについては私は否定するつもりはありません。しかしなんですけれども、国がやっていない現状で困ってみえる子育て世帯のために、市が独自で支援していくということもまた必要ではないかと考えるわけでありまして。

以前ですが、この一般質問で給食費無償化について市長にお尋ねをした際にも、市長は国がというようなことをおっしゃって見えたように私は記憶しておるんですけれども、国がやっていない現状を捉えて市が率先して支援していくということが今求められているのではないかなあというふうには私は考えます。

子育て世代に選ばれるまちづくりを掲げる市長にとって子育て支援というのは大事な施策だと思っておりますので、その点をぜひ御理解いただきたく思います。

また、たとえ子育て世帯の中におきまして国保の方だけということになりますが、その国保の方だけでも支援するということには意味があることだと私は思っております。

そもそも国保とといいますのは健保と違いまして、労使折半ではなく恒常的に高い保険税となっております。そして、健保にはない均等割があって、子ども一人ひとりに保険税が係ってくるわけですから、それを何とかしてあげるというのは行政としてあっていいと思うんです。

先ほど上げました自治体以外にも、全国的には削減や解消の対象とならない決算目的以外の法定外繰入れというものを活用しまして条例減免による子どもの均等割分の減免をしている、そういった自治体もあります。近隣の自治体がやっていないからと、そういうことではなく、子育て世代に選ばれるまちにするのであれば、むしろ率先してやっていただきたいと思ひますし、先ほど子どもの均等割分の減免に係る予算が1,500万円だと私言いましたけれども、1,500万円で子育て世代に手厚いまちというのが市内外にPRできるというふうに考えればよいのではないかと思います。

いずれにしても、市長におかれまして、ぜひ前向きにこの問題を考えていただきたいと思ひます。

少し話を戻しまして、市長の御答弁では、国や県の動向をとというようなことを度々言われますけれども、そもそもこの国民健康保険税を決める権限というのは海津市にあるわけでありまます。そのことは当然理解されての御答弁だと思ひますけれども、さらに言えば、市長は地方自治というものに対してどのようにお考えになっているのかというのが私は大変気になります。地方自治というのは、私が言うまでもなく、国から独立した地方自治体が自らの判断と責任で地域行政を行うことではあります、市長はこの地方自治に対してどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 松岡議員、今の質問は通告の範囲内ではないと思ひますので、もう少し聞き方を変えるか質問を変えてください。

〔10番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 私としては、国が県がというような国や県の動向を意識してとか、その指導によって動向を意識して、自治体としてどのような課題に取り組んでいくかということをおっしゃってみえるように私は感じました。ですので、地方自治に対してどのようなお考えを持っているのかなあということをお尋ねしたかったわけでありまます。

ちょっと質問できないということですので私から言わせていただきますと、地方自治が必要な理由とといいますのは地方独自の事情に対応するためでもありまして、全国様々な市町村というのはそれぞれ抱えている課題というのが異なるわけでありまます。だからこそ国がまとめて統治するのではなくて、それぞれの地域で地方自治を行うべきだというわけでありまます。

ですので、市長が言われるような、例えば人口減少という課題があるのであれば、それに

対応するためにも海津市の独自性を発揮して課題に取り組んでいただきたいと、この子どもの均等割分、国保の子どもの均等割分の減免に限らず私は市長にお願いしたいなあとと思う次第であります。

最後になりますが、国保制度が本来あるべき社会保障としての姿を取り戻していくために、一方では国に対して求めていく必要もあると思います。都道府県単位化、そしてその先の保険料水準の統一など、国が目指す国保改革の狙いといいますのは、一貫して医療を抑制して国庫負担を削減する方向であります。一方で、国保は助け合いと強調して加入者に苛酷な負担を強いているのが現状ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、国保は助け合いではなく、国や都道府県、市町村からの負担を原則に成り立つ社会保障の制度であることから、国に対して国保税を引き下げのために、国庫負担を削減ではなく引き上げよと求めていくということが非常に大事だと考えます。

平成26年には全国知事会が保険料（税）を協会けんぽ並みの保険料に引き下げるため、1兆円の公費負担増を行うように政府・与党に要望いたしました。また、全国知事会、そして全国市長会、全国町村会などの地方団体は、今の国保制度には構造問題があるということを強調して、国保の都道府県化が実行された後も国庫負担、公費負担の増額を一貫して要望しているとのことであります。

ぜひ、市長におかれましても市長会などで国に対して国保税を引き下げのために国庫負担を引き上げるよう訴えていただくことも併せてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本武夫君） これで松岡唯史君の質問を終わります。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、9番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は2点質問させていただきます。

1点目、不妊治療・不育症への支援について、2点目、多文化共生社会の推進のため「やさしい日本語」の活用について、いずれも市長にお伺いいたします。

1点目、不妊治療・不育症への支援について。

2022年4月から少子化対策の一環として不妊治療の保険適用が始まりました。これにより人工授精や体外受精、顕微授精などの不妊治療で保険が適用され、医療機関の窓口での負担額は原則3割となりました。上限を超えた場合でも、高額療養費制度という支援制度の対象

となれば超えた金額を支給され、さらに治療費を抑えることが可能です。

ただ、不妊治療の保険適用には適用回数の制限があり、その回数は女性の年齢によって異なります。40歳未満の女性で子ども1人につき最大6回、40歳以上43歳未満の女性で子ども1人につき最大3回です。この回数制限には従来の助成金を使用した不妊治療など過去の治療は含まれません。

女性は年齢によって回数制限が異なるのは、年齢が重なるにつれて体外受精の成功率が下がることや、43歳を過ぎると体外受精で出産に至る割合が5%以下になるからだと言われていました。しかし、不妊治療が保険適用されることにより、これまで不妊治療に取り組む方に向けて全国一律で1回当たり30万円の助成金を支給する制度、特定不妊治療助成制度がありました。国の助成金が廃止となりました。

保険適用するのであれば金銭的な負担が減ると思われがちですが、実は住んでいる地域によって逆に負担が増えてしまうケースがあります。また、不妊治療が保険適用されることにより治療の標準化が確立されることにもなります。つまり、保険適用されることで治療を受ける患者は全て同じ標準の治療となります。今まではそれぞれの夫婦に合った治療法を選ぶことができましたが、標準を守ることが基本とされる保険診療では、夫婦にとって最適な不妊治療ができない可能性があります。

そこで、伺います。

1. 保険適用になる以前の不妊治療に対する市独自の助成制度はどのようなものがあったか。

2. 現在、県の助成制度として保険を適用した特定不妊治療費に対し10万円の助成をしているが、市独自でも助成ができないか。

3. 高額療養費制度が利用できるのは保険適用の治療に限られるため、保険診療と併用できない自由診療のみの治療や保険診療と併用できる先進医療は高額療養費制度の対象外となっているため、自由診療や先進医療に対しても助成ができないか、お尋ねいたします。

次に、不育症への支援について伺います。

不育症への支援については、公明党は2009年11月に国会質問で初めて取り上げました。2012年1月にはへパリン注射による治療の保険適用を実現、地方議員も自治体独自の助成制度や相談体制整備を進めてきました。妊娠しても2回以上の流産や死産を繰り返す不育症の治療費は保険適用外のものが多く、患者の経済的負担が大きいことから、検査・治療費に自治体独自の支援を行っているところがあります。近隣市町では、飛騨市では30万円、岐阜市では6万円、東白川村では5万円、愛知県東海市で30万円、愛西市で10万円など、不育症の治療に対して助成制度を設けています。

そこで、本市においても不育症に対する助成制度が設けられないか伺います。

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の不妊治療と不育症治療に対する支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、不妊治療に対する支援は、子どもを授かりたいと願う子育て世代の経済的負担を軽減する重要な施策であることから、岐阜県では平成16年度、本市においては平成23年度にそれぞれ助成制度を創設し、支援を実施してまいりました。

その後、令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の対象となったことを踏まえ、県も市も令和4年度に制度を廃止したところであります。

1点目のこれまでの市独自の助成制度につきましては、妊娠しやすい時期を指導するタイミング法などの一般不妊治療と体外受精や顕微授精などの高度な技術を要する特定不妊治療について、それぞれの費用の一部を助成してまいりました。

一般不妊治療では費用の2分の1を対象に5万円を上限として助成し、直近5年間の実績は、平成29年度8名、26万3,000円、平成30年度8名、30万6,000円、令和元年度10名、29万8,000円、令和2年度4名、8万1,000円、令和3年度8名、21万2,000円。特定不妊治療では、県の助成事業の受給を条件として、治療内容に応じて5万円から10万円を上限に助成し、直近5年間の実績は、平成29年度44名、386万8,000円、平成30年度34名、266万6,000円、令和元年度38名、330万円、令和2年度32名、252万3,000円、令和3年度30名、240万3,000円となっております。

2点目と3点目の新たな助成制度の創設につきまして、まず岐阜県では今年度より保険適用のある不妊治療を対象とした岐阜県特定不妊治療費助成制度を創設し、特定不妊治療における保険適用後の自己負担について10万円を上限に助成する事業を開始したところであります。しかしながら、保険が適用され県の助成を受けたとしても、治療期間が長期にわたる場合などは高額な自己負担が必要となってまいります。また、それぞれの夫婦にとって最良の治療であれば保険適用外の不妊治療を選択することもあり、高額な医療費負担となる場合があります。

このようなことから、一般不妊治療と特定不妊治療の別や保険適用の有無にかかわらず、不妊治療に対する支援を広く行うことが必要であると考えております。このため、本市独自の不妊治療費の助成制度を創設することとし、関連予算を来年度当初予算に盛り込んでまいります。

次に、不育症治療に対する支援につきまして、妊娠後、流産や死産を繰り返す不育症は妊婦全体の4.2%を占めるとされております。本市におきましても約5%の妊婦が過去に2回

以上の流産を経験されており、不育症に悩む方は市内に多数おられるものと認識しております。

また、厚生労働省のデータによりますと、不育症に対する適切な治療を施すことにより8割以上の不育症患者が無事出産を迎えるとされており、その有効性が示されております。しかしながら、妊娠初期から後期まで継続的な治療を要するケースが多く、不育症治療による経済的負担が課題となっております。

このため、来年度より本市独自の不育症治療に対する助成制度を創設することとし、不妊治療に対する支援と併せて、子どもを授かりたいと願う子育て世代に寄り添った支援を行ってまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） 大変詳細にわたり御答弁いただきましてありがとうございました。

保険適用以前の助成制度を御利用になっていた方が、30人から40人もの方がいらっしやっただというご様子でした。大変多くの方がこれまで不妊治療をされて悩んでいらっしやっただんだなということを感じて驚きました。来年度からまた助成制度を創設していただけるということで、ありがとうございます。大変喜ばれるのではないかと思います。

この助成制度に回数制限を設けるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 助成制度に回数制限を設けるのかにつきましてお答えをさせていただきます。

現在のところ回数制限につきましては設けないことということで考えておりますが、先進自治体の状況等もしっかり調査をさせていただいて、最終的には決定をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。ぜひ前向きに御検討のほどよろしく願いいたします。

少子化の原因は、育児と仕事の両立の問題、また晩婚化等が上げられていますが、不妊に悩む夫婦への支援も重要であり、即効性のある少子化対策につながるものと考えております。

令和3年3月に野村総合研究所が不妊治療当事者等へのアンケート調査に基づきまとめた「不妊治療の実態に関する調査研究」によると、不妊治療を受けている方が治療中に欲しい

と感じる情報として、助成金の情報に加えまして不妊治療の成功率や医療機関別の治療内容、実績などが上げられておりまして、情報提供の重要性が指摘されております。

こうした不妊治療を受けておられる方々の声を踏まえまして、不妊治療に関する助成制度の拡充に加えまして、不安な気持ちに寄り添ったより一層の情報提供や、きめ細かなサポート体制の構築が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） サポート体制についてお答えをさせていただきたいと思えます。

サポート体制につきましては、まず岐阜県におきましては、不妊や不育でお悩みの方の相談窓口ということで不妊・不育症相談センター、通称れんげ相談というセンターを設置していただいております。センターでは不妊の専門相談員が電話やメール、また来所による相談に応じておられますし、先ほどの助成制度とか、そのほかの情報提供も行っていただいているというふうに伺っております。

また、本市におきましても引き続き保健師が不妊や不育に悩む方々の気持ちに寄り添ったサポートをさせていただきたいと思えますし、いろんな情報につきましても今後収集をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ぜひよろしく願いいたします。

そういった情報をぜひPRしていただきたいと思えます。ホームページなり市報なり、相談体制をしていますよという周知も必要ではないかと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、不育症への支援ですが、不育症の方々への助成制度につきましても導入していただくということで、大変にありがとうございます。

妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症も16人に1人の割合でいらっしゃるということでございます。不育症患者さんは140万人と推計され、年間おおよそ3万人が発症していると考えられるとの分析がなされております。本市においても、妊娠届を出された方のうち約5%の方が2回以上の流産を経験なされているということで、不育症で悩む方がたくさんいらっしゃるということでございました。

残念なことに不育症の認知度が低いために、専門医の適切な治療を受けることで出産できることを知らず流産を繰り返してしまい、精神的に追い詰められる人が多くいるという実態を知っていただきたいと思うのです。せっかくおなかに宿した命を失ってしまうことは、子どもを産む御夫婦にとって大変悲しくつらいことであると思えます。かつては治療法がなか



った不育症ですが、先ほどの答弁にもありましたように、現在では早い段階で適切な検査や治療を受けることで8割程度の方は子どもを授かることができるとの報告もあります。

不育症でつらい思いをされている方が経済的な面でも安心して治療が受けられる環境の整備を整えるということは、とても大事ではないかと思えます。安心して子どもを産み育てられる環境の一端として、経済的支援に加えまして、不妊治療に加えまして不育症の支援の相談体制も整備していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

次の質問に参ります。

多文化共生社会の推進のため「やさしい日本語」の活用について伺います。

「やさしい日本語」とは、簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字に振り仮名を振るなどして子どもや日本語に不慣れな外国人にも分かりやすくした日本語です。時事通信社の記事によりますと、大垣市では人工知能（AI）を活用して市のホームページの文章に振り仮名をつけるなど、外国人や児童らにとって読みやすくする取組を開始しています。

あらゆる人が災害時などでも適切に情報を得られるようにする、ホームページの「やさしい日本語」ボタンを押すと振り仮名つきの文章に変更できるようになっています。また、「国籍」を「どの国の人か」に、「議論」を「話し合い」に変換するなど、難しい日本語をAIが解説したり言い換えたりしています。

岐阜県においてもぎふ土砂災害警戒情報ポータルは、「やさしい日本語」を選択することができます。本市においてもホームページや災害情報などに、この「やさしい日本語」を取り入れ、日本語に不安がある人でもホームページなどの文章を簡単に読めるようにすることで、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の推進につなげていくことができると考えますが、いかがでしょうか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の「やさしい日本語」の活用についての御質問にお答えをいたします。

本市では、市のホームページに英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語への翻訳機能を備え、外国籍の市民に向けた言語支援を行っております。

また、日本に住む外国籍の方が最も希望する言語支援は「やさしい日本語」での表記であることから、令和2年10月に毎日の生活に必要な手続や相談窓口、また災害時、緊急時における行動などについて掲載した「くらしのガイド」を英語、中国語、ポルトガル語の3言語に加え、「やさしい日本語」で作成をいたしました。今後、多くの外国籍の市民に活用していただけるよう、さらなる周知を図ってまいります。

また、市のホームページには、ふだんの生活に役立つ情報だけでなく、防災情報などの緊急時に必要な情報が掲載され、随時更新されることから、来年度より「やさしい日本語」へ変換する機能を導入し、言語支援の充実を図ってまいります。

このほか、「やさしい日本語」についての職員研修を行い、相談窓口などにおいても外国籍の市民とコミュニケーションを円滑に行えるよう職員のスキルアップを図ってまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

早速ホームページに「やさしい日本語」の機能を導入していただけるということで、ありがとうございます。

現在、本市の外国人の方は何人ぐらいいらっしゃるのか、国別に分かれば教えてください。

○議長（橋本武夫君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 本市の外国籍の市民の状況でございますが、11月末現在で市内の人口に対しまして約3.5%の割合の1,128人の外国籍の市民の方がお見えになります。国別では、多い5か国のみ御紹介させていただきますが、1番目にベトナムの方で459人、2番目に中国の方で130人、3番目にパキスタンで87人、4番目にインドネシアで85人、5番目にブラジルの76人となっております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

1,128人もの方がいらっしゃるということで、6月の小粥議員の一般質問において本年4月時点の外国人の方は993人でしたので、この約半年で135人もの方が増えている、お越しいただいたということになりますが、やはりコロナ禍を経てこれからもどんどん増えていくのではないかと考えられますので、外国人の方への対応ということがますます大事になってくるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

令和4年3月に第4期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針が示されています。基本目標として、県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指すとし、施策の方向性として大きく4点上げられています。

その具体的な取組の一つとして、県、市町村の行政担当者を対象に研修会を開催し、行政

窓口における「やさしい日本語」の普及を促進しますとあります。職員がやさしい日本語の勉強をしていただくことも大切ではないかということを思います。外国人の方のみならず、子どもさんや障がいをお持ちの方にも分かりやすい日本語での対応が必要です。特に窓口に関わっていただいている方に理解を深めていただくことが何より大切ではないかと思います。先ほどの答弁で職員研修を開催していただけるとのことでもございましたので、よろしくお願いいたします。

外国人の方が健康な生活を送るため、医療、保健、福祉に関する多くの情報が必要です。外国人の方にとってこれらの制度は理解しにくいこともあり、必要な人に必要とするときに届くよう、制度や施設などの情報を提供し、その環境を整えていくことが大切です。本市では、くらしのガイドも既に「やさしい日本語版」で作成していただいていますし、市民の方の御協力で日本語教室なども開催していただいているようですので、そういった市民団体の方々や企業さんとも連携しながら、外国籍の方との共生社会の取組を今後も進めていただきたいと思います。

国際化がどんどん進んでいく中で、外国人観光客や留学、就労のために移住してくる人は今後も増えていくと思います。異文化への理解を深めるためには、日本語や日本文化の理解は欠かせません。お互いの文化を客観的に捉え、尊重し、誰もが安心して過ごせるような多文化共生社会の取組を今後も推進していただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで浅井まゆみ君の質問を終わります。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

（午後1時51分）

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時04分）

---

◇ 古川理沙君

○議長（橋本武夫君） 1番 古川理沙君の質問を許可します。

古川理沙君。

〔1番 古川理沙君 質問席へ〕

○1番（古川理沙君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問は2点です。

1点目、女性のウェルビーイングの向上と妊活支援について、質問相手は市長。2点目、

新たに設置予定の教育支援センターについて、質問相手は教育長です。

それでは、1点目から始めます。

女性のウェルビーイングの向上と妊活支援について。

女性活躍が推進される一方、晩婚化や高齢出産、不妊などの社会課題を起因とする少子高齢化の影響もあり、人材不足が深刻化している中、不妊治療の保険適用や様々な子育て支援策が出されているところです。しかし、その一方、結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフイベントによる生活の変化や月経、PMS（月経前症候群）、更年期などの女性特有の健康課題による不調症状によって離職する女性は少なくありません。

女性の健康課題に対するケアの重要性を理解した上で、妊活支援や女性特有の健康課題に対する支援をしていくことが少子化対策と女性活躍の推進につながると考えます。そして、そのために女性のウェルビーイングの向上は欠かせない概念であると考えます。

ウェルビーイングとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的、そして社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことです。

そこで、市長にお尋ねします。

1. 35歳を超えると卵巣機能が低下し始め、40歳を境に妊娠率も大きく低下するにもかかわらず、保険が適用される不妊治療は治療範囲や回数制限等があり、また県の助成制度も保険適用となった治療に対するものであるため、不妊や少子化対策の効果は限定的であると思います。市独自の不妊治療費助成拡充を検討いただけないでしょうか。

2. 不妊治療に対する経済的な支援と併せて、妊娠や不妊について正しく理解し、自分の体の状態を知ることによって早期の適切な治療につながり、妊娠率の向上につながると考えます。そのための支援策として、ブライダルチェックや不妊（妊活）検査助成制度を創設できないでしょうか。

あわせて、将来妊娠を希望する女性の支援策として、社会的卵子凍結の助成も検討いただけると女性活躍につながると思いますが、いかがでしょうか。

3. フェムテックとは、女性（フィメール）と技術（テクノロジー）を掛け合わせた造語で、女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決するサービスやプロダクトのことを言います。月経やPMS、更年期の症状によって体やメンタルに影響があると感じながら、我慢をしている女性は6割を超えるという調査結果もあります。

さらに、不妊治療には金銭的や時間的負担のほかにも精神的にも大きな負担があり、これらの女性が抱える健康課題には体と心のサポートを一体的に行うことが必要です。これを可能にできるのがフェムテックの分野であると言われています。

本市においても、女性の健康課題に寄り添い、ウェルビーイングの向上や妊活支援につながるようフェムテックによる女性の健康サポートを検討いただきたいと思います。市長の

見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 古川理沙議員の女性のウェルビーイングについての御質問にお答えをいたします。

1点目の不妊治療に対する新たな助成制度につきましては、浅井まゆみ議員の御質問で答弁いたしましたとおり、不育症に対する助成制度とともに来年度創設してまいります。保険適用のある治療に限定することなく、先進治療などの保険適用外の治療も対象とした上で、効果的な支援となりますよう制度設計を進めてまいります。

2点目の妊活検査等に対する支援につきまして、女性が社会で活躍できる環境を整えることがより一層求められる現代社会におきまして、妊活検査や社会的卵子凍結は将来的に重要な役割を担うと考えられております。妊活検査につきましては、子どもを望む御夫婦が早期に自らの身体の状態を知るきっかけになるものであり、県内におきましても支援を行う自治体があります。また、社会的卵子凍結につきましては、いずれ子どもを産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには妊娠・出産が難しい場合において有効な選択肢の一つになるものと認識しております。しかしながら、いずれも現段階において、そのニーズや効果の把握が十分でなく、調査・研究を進める必要があると考えております。

本市といたしましては、来年度より不妊治療や不育症治療に対する支援を開始するところであり、それらの取組を通じてニーズや効果を検証しながら、さらなる支援の充実を図ってまいります。

3点目のフェムテックを活用した女性の健康サポートにつきまして、近年、国や民間企業においてフェムテックに関する様々な事業が進められており、今後、あらゆる場面において女性の健康増進をサポートしていくものと期待されております。

しかしながら、フェムテックは今まさにその研究や取組が始まったところでありますので、今後、その動向を注視し、本市の健康事業に取り込めるよう調査・研究を行ってまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） 御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の不妊治療費の独自の助成につきましては、先ほど浅井議員のほうの質問と重なっておりまして、大変丁寧な御答弁をいただいておりますので、私のほうからは特に再

質問はございませんが、不育症とともにとてもすばらしい助成制度が出来上がると思いますので、ぜひ寄り添った制度になるように制度設計のほうをお願いしたいと思います。

2つ目に質問させていただきました検査の助成についてですが、これもフェムテックも同様なんですけれども、市長が御答弁いただいたように、まだまだこれから今研究が始まっているというところ、また実証しているところも少ないというような現状でございますので、少し時期が早かったかなあと思うんですけれども、ただ答弁の中にあつたように、やっぱりいろんなタイミングですとか、あと女性の中でもキャリアを積んでから子育て、妊娠・出産のほうを考えたいなあということ、また家庭の事情等でいつ妊娠・出産をしようということも考えられる女性も多くあると思います。その中で、やはり自分の体の状態ですとか女性の体の正しい情報というものが、今、日本の女性、市内だけではありませんが、ちょっと欠けているように思います。

通告書の中でもお話ししたように、どうしても今、不妊治療が大変進歩しているということですか、女性の活躍の推進の中で、正しく知るところが今置き去りになってしまっている、その部分をフォローしていくことが今自治体ができる人口減少対策ではないかなと個人的に思っております。

実際、日本医療政策機構が2021年に実施した調査の中で、不妊治療を受ければ40歳を超えても困難なく妊娠できると回答されている方が全体で79%、その一方で、ちょっと年度は変わってしまうんですが、2019年、日本産科婦人科学会が調査をしたところ、体外受精などの生殖補助医療を受けた40歳の女性の妊娠率は実際は15.6%、そのうちの32.9%は流産をされてしまっていて、実際に出産まで至ったというものは9.8%だったという調査結果もあります。

これらのことから、やはり早くに検査を受けて自分の体を知ることですとか、社会的卵子凍結というのはこの辺りをしっかりフォローできるものだと思いますので、ぜひこれから調査・研究していただけるということです。前向きに実現に向けた検討をしていただけるとありがたいなと思っております。

3つ目に質問させていただいたフェムテックを活用した健康支援につきましても、本当にまだ今、調査・研究等始まっているところで、国もまだその研究の費用を助成しているような段階でございます。ただ、そのフェムテックの製品を使わなくても、その考え方に基づいた健康支援に力を入れていくというのは女性の健康課題の支援につながると思っております。

女性自身、もしくはカップルが自分たちの生活や健康と向き合うことをプレコンセプションケア、略称でプレコンと言うそうですが、その一つのきっかけとして、本市で婚姻された方にプレコンに関する情報ですとか、その啓発を9月頃に協定を締結された大塚製薬さんの御協力もいただきながら何か取り組んでいただけることはないかなと思うんですが、その辺

りはいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 先ほどの大塚製薬と協力ができないかにつきましてお答えをさせていただきますと思います。

プレコンセプションケアの相談体制を充実させるために、現在、大塚製薬に講師の依頼をさせていただいております。プレコンの基礎知識を習得するために、年度内に保健師を対象とした研修を実施させていただく予定をさせていただいております。

また現在、これはまだ調整中ではございますけれども、新たな取組ということで、婚姻届を提出された夫婦に対しまして大塚製薬が作成いたしましたプレコンのパンフレットを配布できないかなということで現在調整をさせていただいておりますし、また、それに併せまして葉酸サプリも配布ができないかなというふうに考えております。

当然、パンフレットを配布いたしまして夫婦で健康意識を高めることが重要であるという啓発をさせていただきたいなと思っておりますし、葉酸サプリにつきましては、ビタミン等の栄養摂取が重要であるということもプレコンであるということも周知をさせていただけないかなということで、今、大塚製薬と調整をさせていただいておりますところでございます。今後も大塚製薬の協力を得まして女性の健康支援、また活躍推進に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

新しいスタートの時点で、そういった健康の大切さを夫婦で聞いていただける機会を設けていただけるということは大変ありがたいなと思います。また、妊娠・出産にかかわらず、女性の体にとって葉酸は大変重要な栄養素だと思いますので、そういったものも併せて配布をしていただけるということで、ありがとうございます。ぜひ実現できるように調整のほうをお願いしたいなと思います。

不妊状態にならないように治療するというのも大事なんですけれども、自分自身が意識をしていくことも大変大事です。ただ、その中にプレコンの実際の行動として、例えば乳がん検診、子宮がん検診というがん検診もプレコンの行動の一つとして上げられていますが、パンフレットとか葉酸のサプリと併せまして、ぜひ検診のことについても一言声をそのときかけていただけるといいかなあと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 健康課長 小粥政人君。

○健康福祉部健康課長兼ワクチン接種推進室長（小粥政人君） お答えをいたします。

議員御提案のとおり、婚姻届の提出の際、プレコンセプションケアの啓発に併せまして、

乳がん検診や子宮がん検診の案内のほか、将来の御夫婦の健康について考えるきっかけとなるように、市で行っている健康診査や検診につつまして一緒に御案内をさせていただきます。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

いろんな行動指針がプレコンの中にあるんですけども、ぜひやはり早く、不妊とかだけではなくて、女性特有のこういった乳がん検診、子宮がん検診のほうも早めにやっていただけるとありがたいなと思いますので、ぜひお願いをいたします。

特に本市の乳がん検診については、医師会病院のほうが大変今最新機器が入っているということですか、あと女性技師さんが検査をしてくださる日があるとか、この辺りがあまり市内にもちょっと周知がまだできていないようですので、そういった意味でも受診する側がすごく負担に感じるところを海津市のほうがうまくフォローしていただいている体制を取っていただいていますので、ぜひその辺り、婚姻のときだけではなくて市民の皆さんにも周知をお願いしたいなと思います。

先ほど来、女性の健康課題という話をさせていただいておりますが、毎年3月1日から3月8日は女性の健康週間となっております。本市の取組では、市報かいつで例年3月1日から3月8日は女性の健康週間だよという紹介はさせていただいておるんですが、今年度さらに広く皆さんに届くよう、女性の健康課題ですとかケアの必要性を市報と併せてプッシュ型で何か情報発信をしていただけるといいかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 健康課長 小粥政人君。

○健康福祉部健康課長兼ワクチン接種推進室長（小粥政人君） お答えをいたします。

女性の心身はライフステージごとに大きく変化いたします。健康維持のため、男性と女性がお互いを理解し、尊重することがとても大切だと思います。議員御提案のとおり、この期間におきまして、市報の掲載と併せて市の公式SNSを活用して広く周知をまいります。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

御答弁いただいたとおり、性別等にかかわらず、やはり広く市民の皆さんに知っていただきたいなと思いますので、いろんな機会に、例えば女性の健康週間だけではなくて、男女共同参画週間ですとかピンクリボンデーなど、いろんな機会を見つけて広く発信していただけるとありがたいなと思っています。



もう御存じだと思うんですけども、これは国立成育医療研究センターのホームページに掲載されていますプレコンノートというものです。この中にはプレコンチェックといって、男性用のものと女性用のものも一緒に掲載をされていて、何をするといいとか、プレコンとはどういうものなのかということが大変詳しくまとめられています。女性の健康支援として、ぜひ本市のホームページにも掲載していただけるといいのかなあと考えています。

近いところだと小牧市さんが大変うまく利用されていて、先ほどがん検診もプレコンの行動の一つだというふうにお話をしたんですが、このプレコンノートと一緒に市のプレコンの行動の中で乳がん検診、子宮がん検診をやっていますよということをやうまくまとめて掲載していらっしゃると思いますので、ぜひその辺りも同じようなというか、もっといいものをぜひお願いしたいなと思います。

また、本市のほうでは昨年度より中学校でも命の授業の中で、女性の体の変化の仕組みですとか、それを踏まえてライフプランニングを考えるという時間を持っていただいております。思春期から老年期までの切れ目のないプレコンの取組が実現すると、女性のウェルビーイングの向上ですとか妊活支援にもつながり、本市の大きな魅力の一つとなります。ぜひこの辺りをしっかり考えていただいて着実な取組をお願いしたいと思います。1点目の質問は以上で終わらせていただきます。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

新たに設置予定の教育支援センターについて、質問相手は教育長です。

令和5年9月に示された海津市廃校施設利活用方針では、大江小学校の校舎は教育支援センターとして利活用することが示されました。この教育支援センターについては、令和5年3月、文部科学省から通知された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」で学びの場の確保の取組の一つとして上げられており、プランには、1. 不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするといった3つの目指す姿が示されています。

このCOCOLOプランの視点から、新たな教育支援センターが担う役割について教育長にお尋ねします。

1. 本市の小・中学校における不登校及び長期欠席の状況を教えてください。
2. 教育支援センターは、不登校の児童・生徒、保護者の支援の拠点としての機能を求められていますが、新たに設置する教育支援センターの事業内容を教えてください。
3. COCOLOプランの中で校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置の推進が上げられていますが、現在、登校はできても教室で学ぶことが難しい場合の学習

や活動内容、職員配置等、支援体制はどのようになっていますか。

4. 多様な学びが認められる時代の中で、フレンドリールームや相談室、オンラインでの授業聴講など様々な形で学ぶ保障を担保することは重要ですが、それと同時に学校で学ぶことの価値を高め、「学校に行きたい」「友達と一緒に活動したい」と子どもたち自身が感じるような学校の学びづくりを推進し、子どもたちや保護者と学校教育の価値を共有していくことも重要であると感じています。教育長の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（橋本武夫君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 古川理沙議員の設置予定の教育支援センターについての御質問にお答えします。

1点目の小・中学校における不登校及び長期欠席の状況につきまして、年間30日以上欠席している不登校児童・生徒数は近年50名程度で推移しております。しかし、市内全体の児童・生徒数は減少しており、割合で見ますと5年前に比べて小学校では2.3倍、中学校では1.6倍となっており、上昇傾向にあります。

2点目の教育支援センターの事業につきましては、支援の拠点として3つの役割を果たしてまいります。

1つ目は、不登校の児童・生徒の支援です。開設する教育支援センターは学校施設を活用しますので、個別の学習支援はもちろんのこと、音楽室、理科室、体育館、運動場を使用することができ、学校と変わらない学びの環境を活用して多様な活動を展開することができます。また、花壇づくり、野菜づくりなども活動の一つとすることで、その活動のアドバイザーとして大江地域の方々との関わりも大切にしていきたいと考えております。

2つ目は、保護者との教育相談です。教育支援センターは、登校・不登校にかかわらず全ての保護者が相談できる場とします。保護者との相談では現在の不安や悩みをよく聞くとともに、内容によってはスクールカウンセラー、医療機関、特別支援学校などの他の機関へつなぎ、子育ての不安を取り除いたり、子どもの将来の見通しが立てられるよう支援してまいります。

3つ目は、教職員の研修の場です。不登校児童・生徒に関わっているスクール相談員が集まり具体的な支援の方法を学んだり、事例を通して意見交換したり、指導力を高める研修をしてまいります。また、全ての教員を対象として児童・生徒の理解に関する研修を専門機関の講師を招いて実施し、教師力の向上を図ってまいります。

3点目の教室で学ぶことが難しい児童・生徒の活動内容及び支援体制につきましては、既に市内の全ての小・中学校には相談室と呼ばれる校内教育支援センターを設置しており、何

よりも、まず学校において児童・生徒の望む学習環境を整えていくことを大切にしております。

具体的には、まず相談室で学習するのか教室で学習するのかなど、1日の計画を自分で立てます。自分のクラスの授業内容に合わせて自分で学習を進めたり、オンラインで授業を受けたりしています。また、体育活動として、体育館で仲間とバドミントンなど体を動かす運動も行っています。

支援内容については、市のスクール相談員が個別の学習支援や教室への付添い、不安がないよう教室での学習について援助しております。また、児童・生徒の保護者との懇談を定期的に行い、学校や家庭での様子をお互いに話し合っ、それぞれ支援に生かしております。

職員については、市のスクール相談員を小学校に4名、中学校に3名配置するとともに、県のスクール相談員を市内小・中学校に2名配置し、巡回させております。また、高須及び駒野フレンドリールームには適応指導員をそれぞれ1名ずつ配置しています。

教育支援センター設置後の支援体制につきましては、適応指導員と各校に配置のスクール相談員を教育相談員として一本化し、10名の教育相談員が各校の不登校児童・生徒の状況に応じて柔軟に支援に当たることとしております。

教育支援センターは児童・生徒の居場所の一つであり、また保護者の相談や教員研修などの拠点としての機能を持ちます。教育支援センターの機能を高めることは、学校における不登校支援を手厚くすることにつながるものであります。

4点目の多様な学びの保障についての見解につきましては、義務教育の9年間は限られたとても貴重な期間であります。全ての子に社会に向けて自立するための力をつけてほしいと願っています。従来は不登校対策として学校に戻す支援をしてきました。しかしながら、元来対人関係に苦手意識を持っている児童・生徒もいます。学校に戻すためには、本人の心が落ち着いて癒やされている状態であること、そして何よりも本人の意思を尊重することが重要だと考えております。これまでどおり学校が魅力ある場所となるように、教科の授業や行事において誰もが充実感を持てるように努めます。

さらに、集団生活に抵抗感のある児童・生徒に対しても、各学校の相談室やフレンドリールーム等を安心して過ごせる居場所として開設し、学びや成長の機会が決して止まらないように今後も取り組んでまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず1点目につきまして、人数としては横ばいですが、やはり子どもたちの数が減っているというところで、割合としては上昇傾向であるというふうに認識をされておるということでした。

午前中、里雄議員の答弁の中にもありましたが、子どもたちのトラブルが起きやすい状況の中に、朝、家庭でのトラブルですとか、気持ちの不安さをそのまま引きずって学校のほうへ登校しているというようなこともありましたし、やはり学校で登下校、登校するさなかに、やはり子どもたちのトラブルが起こるということもあります。

今、学校では教育相談を月に1回実施していただいているんですが、COCOLOプランの中でも子どもたちの心と体の健やかチェックをタブレットで実施することを推奨しています。これは、子どもたちが自分の今日その日の心身の状態を自分で表現をするということですか、教員のほうの目線からも子どもたちの生活の乱れや心の不安に早期に気がつくことができると思うんですが、学校をより安心する場所にするという点では大変有効かなと思うんですけども、本市において早期に導入をするというようなことは検討されていないでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 議員御指摘のタブレットを用いた心と体の健やかチェックにつきましては、国や県の動向を踏まえて検討したいと思いますが、私は、まずは教員が児童・生徒一人ひとりの表情、行動をきちんと見届けて、僅かな変化も見逃さないことが第一だと、そんなふうに考えています。ただし、不登校傾向の子どもたちの心の変化をつかむことについてはタブレットは大変有効な手だてかなというふうに思いますので、その長所・短所を見極めながら導入を検討してまいりたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

教育長おっしゃられるように、やはり先生たちが子どもたち一人ひとりをすごく見てくださる、それは今も実際やっていただいておりますと思うんですけども、どうしても朝、提出物、特に小学校ですと本当に提出物も多い中で、なかなか目が行き届かない部分もあるのかなと思いますし、また先ほど申し上げたように子どもたちが自ら自分の心身の状態を知る、知ろうとするということは大変重要なことだと思いますので、そういった意味でも両方の視点から、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。

また、2点目の新たな教育支援センターの事業については、子どもたちだけではなくて保護者、教職員それぞれにとって大変有効活用できる場になるようしっかり内容を今詰めていただいているということが分かりました。特に子どもたち、そこを利用する子たちにとって

は、大江地域の方との触れ合いの場も残していただけですので、そういった点では、地域のつながりが切れないという点では大変有意義なものになるんだなあというふうに思っております。

フレンドリールーム（適応指導教室）の設置要綱を見ると、小・中学生だけではなくて高校生時代の子たちも利用可能というふうな規定があるんですが、今度新しくできる場所もそういった若者も利用できるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 現在開設している駒野フレンドリールームには、高校生も時折通ってきてくれています。同様に、新しく設置する教育支援センターにも同じようにまた利用していただきたいと、そんなふうに思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

県のほうの適応指導教室、県が運営しているG-プレイスもありますけれども、地域のほうでより身近なところにあると利用もしやすいかなと思いますので、またその後、高校生時代が終わった後については、社会福祉課との連携もしっかり取っていただいて支援体制が整うといいなあと思っています。

高校生時代の方たちも利用できるということからも考えると、例えば西濃管内にある学びの多様化学校「西濃学園」さんがありますけれども、常勤の臨床心理士さんもいらっしゃいますので、連携協定を例えば結んでいただくことで本市の教育支援の拠点としての強みをますます強めることができるんじゃないかなあと思うんですが、その辺りはお考えはないでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 先日、西濃学園さん、教育委員会で研修視察をさせていただきました。お話によると、西濃学園ではスクールカウンセラー（臨床心理士）さんを3名常駐させていらっしゃって、そこで得られた臨床心理学の知見を活用して教育を進めていらっしゃると、こういうことでございました。

本市の教育にそのノウハウを生かすことができるようにすることは、不登校傾向の児童・生徒だけではなくて、全ての児童・生徒の支援の在り方を考える上で非常に参考になります。西濃学園さんの御都合もあるので協定云々の話は、またその協議を重ねる中で考えてまいりたいなあというふうに思っていますが、大いに西濃学園さんとの連携については進めたいと思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

協定までいなくても、例えば研修先に行っていただくとかいろんな方法があるかなと思いますので、ぜひ、西濃学園さんはせっかく近いところにありますので、一緒にいろんなことを教えていただきながらできるといいなあと思っております。

3点目の校内の教育支援センター、学校のほうでは相談室と言っておりますけれども、小学校なんかはちょっと空き教室が当時まだなかったこともあって学習にはちょっとそぐわないようなところもちょっとお見受けしますので、海津町の小学校の統合もあります。余剰備品も出てくるかと思っておりますので、その辺りをうまく活用しながら整備をしていただけるとありがたいなあと思います。

また、ハード面のほうはうまく利用していただいて、ソフト面、先生のほうですけれども、当初の教育長の答弁をお聞きすると、学校のほうは、もしかしたら学校配置ということを考えると2校は常駐ではないような形になってしまうんじゃないかなと思います。学校のほうは空き時間の先生が相談室を対応するというのもよくありますので、例えば新しくできる教育支援センターを籍にさせていただいて、市内の教育相談の先生については市内どこでも勤務ができるような配置というのはちょっと難しいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） フレンドリールーム3教室の利用状況といいますのは、やっぱり刻々と変化するものでございます。もちろん年度当初にその把握はしますけれども、少しずつ少しずつ増えてきたりとか、少しこの時期は減るとかいろいろ上下があると思うんですが、子どもの様相も違うことから、なかなかその教育相談員を固定するという事は難しいなあ、そんなふうに思っています。学校と連携をしながら不登校傾向の子どもの状況が今どういう状況にあるのかをきちっと把握しながら、それぞれの学校の相談室が開設できるように努めてまいりたいなというふうに思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

どうしても毎回毎回相談室の利用があるわけでもないですし、利用がないのがもしかしたら一番いいかもしれませんが、相談員の先生たちがやることがないというのもちょっと困ってしまうんですけれども、市内の利用状況ですとか、子どもたちのそのときの状況に応じて弾力的に、ぜひ先生たちの空き時間の確保もちょっと念頭に入れていただきたいなあと思いますので、支援センターと各学校の相談員の先生、トータル的なところで各学校の校内の教育相談についても、教育支援についても充実させていただきたいなあと思いますので、よろし

くお願いします。

フレンドリールームを利用している子の保護者の方から、駐車場で「今日は学校に行っていないの」という声をかけられたことがあるというようなことをお聞きしました。やはり急速に学びの多様化が進む中で、市民の方の理解ですとか、子どもたちの中でも、あの子は相談室で勉強しているよという、まだまだ学びの多様化、自分が学びたい場所で学んでいいんだという価値観は、まだまだちょっと浸透はしていないのかなあというふうに思います。

社会のこういった認識を変えていくことは大変難しいかなあと思うんですけども、やはり何より、教育長は先ほどから子どもたちに主軸を置いていただいて、子どもたちが社会で自立できるようにというところを大変重く受け止めていただいていると思いますので、どこでも今学んでいいし、子どもたちが自分で考えてしっかり学んでいるんだということを、ぜひ地域の中にも浸透できるような、何か教育委員会のほうで啓発していただくとか、講演会をしていただくとか、とにかく子どもが悲しい思いをしないように、頑張っている姿を地域全体で見守れるような何か発信もしていただけるとありがたいなと思っております。

来年度、教育支援センターが新たに設置されることで、より子どもたち一人ひとりに寄り添った支援体制が、特に広く高校生時代までいいよということも含めて周知していただくことで体制としては整ってくるかなあと思います。ただ、ハード面を整えたところで終わってしまうとそこで支援が途切れてしまうかなあと思いますので、子どもたちの多様な学びを保障して、社会に向けて自立できる子の育成に今後もしっかり御尽力いただきますようお願いをして、一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで古川理沙君の質問を終わります。

---

◇ 片 野 治 樹 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、2番 片野治樹君の質問を許可します。

片野治樹君。

〔2番 片野治樹君 質問席へ〕

○2番（片野治樹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

質問内容は、要旨、災害対応について、質問相手は市長でございます。

今年に関東大震災から100年の節目の年に当たります。関東大震災は、住宅被害37万棟に上り、死者・行方不明者は10万5,000人と、近代日本における災害対策の出発点となった未曾有の災害です。9月に横浜で開催された防災国体は、「次の100年への備え～過去に学び、次世代へつなぐ～」をテーマに、国民一人ひとりの防災意識の向上、ひいては日本国全体の防災力の向上を願い開催されました。

近年、日本各地での災害が激甚化、頻発化しており、本年度に入ってから様々な災害が発生しております。6月29日からの大雨では、25府県で人的被害が死者13名を含む合計30名、住宅被害は全壊64棟、半壊1,357棟、床上浸水929棟、床下浸水5,039棟、一部損壊631棟の合計8,020棟に被害が発生しました。

5月5日の石川県能登地方を震源とする地震や7月15日からの大雨など、様々な災害が発生しております。総務省消防庁の災害被害統計によると、本年度、全国では被害合計は、人的被害において死者19名、行方不明者1名、負傷者194名、住家被害は全壊138棟、半壊6,373棟、床上浸水2,463棟、床下浸水1万973棟、一部損壊5,022棟あり、合計2万1,893棟と多くの方が被害に遭われました。本市においても対岸の火事ではなく、今後このような甚大な自然災害の発生することが懸念されます。

このような災害が発生しても対応できる強靱なまちづくりを行うため、今年度、本市において第2期海津市地域強靱化計画が策定されました。本市は南海トラフ地震において最大震度6弱に見舞われると予想されており、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けています。また、養老―桑名―四日市断層帯が引き金となった地震が発生した場合、本市では最大7の震度が予想されています。

また、水害においても、本年7月にNHKの「ブラタモリ」で放送されたように、本市の先人たちが暴れ川と闘った歴史があります。私たち市民は、輪中地域で暴れ川と闘った先人の取組を学び、今後も第2期海津市地域強靱化計画で示されているような災害に強いまちづくり、被災後も迅速な復旧・復興活動が行えるオール海津としての取組が必要と考えます。

現在、公共施設等の耐震化整備や本市を流れる河川堤防の強靱工事が行われており、市民を地震や水害などの災害から守る整備が順次進められていると伺っております。また、本市においても数々の防災・減災対策や発災後の訓練も行われているとのことで、市民の皆様の生命財産が守られるよう災害に強いまちづくりに御尽力いただいていると伺っております。

テレビ放送後は紹介された名所を訪れる人々が増え、にぎわいが創出されたとお聞きしました。テレビ放映効果で本市の関係人口が増えることは喜ばしいことですが、発災後、復旧・復興活動には災害協定を締結している自治体などとの強固な連携が必要と考えます。海津市地域防災計画に様々な記載がされておりますが、市民への周知はどのようにされておみえでしょうか。

そこで、お伺いします。

1. 南海トラフ地震、養老―桑名―四日市断層帯の地震、台風や線状降水帯による大雨など、起きてはならない最悪の被害が起きた場合、本市にどれほどの人的、住宅などの被害が発生すると想定してみますか。

2. 被害想定を基に、災害ごみはどれほど発生すると想定していますか。また、災害ごみ



置場の予定地、ごみ置場の管理等はどのように計画していますか。

3. 被災後、人的支援が必要なとき、ボランティアセンターを開設し、市外からのボランティアを募集することが想定されます。多くの方からボランティアセンターの問合せがあることが考えられますが、ボランティアセンターの開設は、どの部局が行い、どのような運営計画をしてみえますか。

4. 被災後、家屋の再建に向けた市民の皆さんは建物被害認定調査や罹災証明の発行が必要になりますが、調査を行える専門職員さんはお見えでしょうか。また、どのような調査計画を策定されていますか。

5. 被災後の対応について、市民の皆様にはどのように周知してお見えでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 片野治樹君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 片野治樹議員の災害対応についての御質問にお答えをいたします。

1点目の自然災害による被害想定につきまして、まず海津市地域防災計画では、南海トラフ地震による本市への被害について、最大震度6弱の地震により、死者・負傷者合わせて380人の人的被害、3,893人の避難者、全壊・半壊合わせて3,947棟の建物被害が発生すると想定しております。また、養老―桑名―四日市断層帯地震につきましては、最大震度7の地震により、死者・負傷者合わせて2,077人の人的被害、1万352人の避難者、全壊・半壊合わせて9,398棟の建物被害を想定しております。

次に、大雨による最大の被害といたしましては、伊勢湾台風の規模を超えるスーパー伊勢湾台風が最悪のコースで本市に接近した場合、市内の大半の地域において2週間以上の浸水が続き、1万9,000人の市民が避難を余儀なくされると想定しております。

2点目の災害ごみにつきまして、令和5年3月に改定した市の災害廃棄物処理計画では、養老―桑名―四日市断層帯地震が発生した場合の災害ごみが最も多く56万8,000トン、また南海トラフ地震では18万7,000トンが発生すると推計しております。

この災害ごみにつきましては、同計画において南濃南部グラウンド、中南部浄化センター、本阿弥新田揚水機場の隣地、平田公園、平田グラウンドの5か所に仮置場を設置して搬入することとしており、不足する場合には他の市有地を仮置場に追加して指定することとしております。

災害ごみの仮置場の管理につきましては、市の災害対策本部内に環境課を中心とする連絡調整チームを編成するとともに、開設するそれぞれの仮置場に最低9名の人員を配置することとしております。また、仮置場内については、可燃ごみ、家具などの木質系ごみ、金属系

の不燃ごみ、家電類、瓦礫類など、ごみの種別ごとにエリア分けを行うこととしております。

3点目の災害ボランティアにつきまして、市の地域防災計画では、災害対策本部内に社会福祉課を中心とするボランティア調整チームを編成するとともに、災害ボランティアセンターを城山支所周辺に設置することとしております。その設置・運営につきましては海津市社会福祉協議会と共同で行うこととしており、被災者ニーズの把握やボランティア募集に関する情報発信、ボランティアの受付・登録、活動場所の調整などを行ってまいります。

本市では、これらの災害ボランティアセンターの業務を円滑に実施するため、市社会福祉協議会及び公益社団法人大垣青年会議所との3者で「災害時における協力体制に関する協定」を締結しており、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練を令和4年9月に実施したところであります。この訓練では、ボランティアの受付から被災者ニーズとのマッチング、活動場所の決定、資機材の提供までの手順を確認するとともに、訓練を通じて課題を洗い出し、見直しを行ったところであります。

今後につきましては、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティア養成講座を開催し、ボランティアセンターの核となる人材を養成するとともに、引き続き防災士会などのボランティア団体とも連携して災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施してまいります。

4点目の建物被害認定調査につきましては、内閣府の定める災害の被害認定基準等に基づき全壊・半壊などの被害の程度を認定するもので、本市では税務課を中心に調査チームを編成することとしております。この認定調査に必要な知識の習得に当たっては、市町村職員向けに県が研修を毎年開催しており、これまでに計8名の職員が受講しております。今後も計画的に県の主催する研修を受講させるとともに、内部研修を実施して認定調査に対応できる職員を養成してまいります。

なお、調査計画につきましては災害の規模に応じて内閣府の指針に基づき作成することとされており、発災後、速やかに調査方法や調査範囲、調査体制などを決定してまいります。

5点目の市民への周知につきまして、災害ごみの出し方や罹災証明書の申請など被災後に必要となる情報につきましても、市のホームページや市報、防災講話などで周知してまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） 御答弁ありがとうございました。

先日12月2日、フィリピン沖で震度7の地震が発生しました。日付が変わる頃、太平洋沿岸に津波注意報が発令され、今回は被害はありませんでしたが、津波が来るんじゃないかと

いうことで、皆さん緊張されたと思います。

災害は、いつどこで想定外なことが起こるのは承知の上ですが、御答弁いただいた本市における災害想定において、特に南海トラフ地震、養老―桑名―四日市断層帯地震、スーパー伊勢湾台風では甚大な被害が想定されることが分かりました。そのために、さらなる災害発生前の防災・減災対策が必要ではないかと再認識いたしました。そして、災害が予想される場合、まず命を守るべき避難が先決で、他市町への広域避難を呼びかけ、犠牲者を出さないため早めの決断、そういうのもお願いしたいと思います。

先月、飛島村で開催されました木曾三川下流部広域避難実行プロジェクトにおいて、片田敏孝東京大学大学院特任教授による御講演と、あと「広域避難の実現に向けたリーダーの思い」ということでパネルディスカッションが行われまして、横川市長におかれましてもパネラーとしての御登壇、お疲れさまでございました。

その講演の中で片田教授がおっしゃって見えましたが、近年、地球温暖化の影響により海水温も高い状態にあり、広域で強い状態の線状降水帯の発生率が増加している。また、台風も日本海近海で高緯度での発生が増えており、50年に1度、100年に1度の台風が毎年起こる可能性もある。しかしながら、どの自治体も住民と行政の意識の共有ができていないと懸念される御指摘がありました。

確かに各地域や団体での地域防災訓練や研修が各所で行われており、避難への心積もりは多くの方が重要性を認識していただいているものと思います。しかし、本当に市民の皆さんが路頭に迷うのは被災した後ではないでしょうか。

内閣府が発表した災害が発生したとき市町村が担う主な業務に、災害対策本部の設置と災害マネジメント、被災者支援、災害廃棄物の処理、罹災証明の交付、各種被災者支援策、復旧に関する業務が上げられております。市民の皆様全てから迅速かつ安心できる対応を求められます。だからこそ日頃からの被災後における市民生活への情報を提供し、共有すべきと考えます。

そこで、まず災害ごみについて再質問させていただきます。

令和5年に策定された災害廃棄物処理計画には、養老―桑名―四日市断層帯地震が発生した場合、56万8,000トンの災害ごみが発生し、その計画書の中には27.52ヘクタールの仮置場が必要となるという想定が載っております。仮置場候補地は、市内5か所の面積でいうと4.7ヘクタールで充足率17.5%です。また、本市の災害廃棄物処理計画には仮置場候補地は、学校、保育所、幼稚園、病院、水源、避難所に隣接する場所はふさわしくないとあります。御答弁いただいた候補地にはこのような土地も含まれているように見受けられます。

市保有の土地で検討できる候補地はほかにもあるのでしょうか。また、不足分は民間の土地の借用などあらかじめ検討しておく必要もあるとの記載もございましたが、どのように不足

分の土地を確保される御予定でしょうか。

同様に、災害ごみの仮置場に最低9名の人員を配置するとの御答弁でした。候補地が5か所ございますので、全て稼働すると45名の職員の方が必要になるかと思えます。職員さんだけの対応は人員が不足されると予想されますが、こういった仮置場での作業スタッフをどのように確保される御検討、計画でしょうか。計画がありましたら御答弁をお願いします。

○議長（橋本武夫君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） まず1点目の災害廃棄物の仮置場の件でございますが、まず民間が所有する土地につきましては、今後周辺の状態も考慮した調査を行いまして、使用可能かどうか検討してリスト化してまいりたいと考えておりますので、また市のほかの土地につきましては、また新たに検討させていただきたいと考えております。

それから2点目の仮置場での人員の不足に対する問題でございますが、人員の確保につきましては、被災状況にもよりますが、不足が明らかな場合につきましては市の対策本部から岐阜県に必要人員の派遣を要請してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） 御答弁ありがとうございました。

充足率がまだまだ不足していますので、ぜひ民間の海津市の皆様の力をお借りしまして確保をよろしくをお願いします。

災害廃棄物処理計画の一次仮置場の要項に、市民が廃棄物を持ち込む一次仮置場は可能な限り被災地区ごとに設置するとあります。特に水害時は、水が引くとすぐに水没家財の排出が始まることから、被災後すぐに仮置場を決定し、分別方法の周知を行うとあります。災害ごみへの対応は、分別がされずに投棄されないよう、衛生面からも初動対応が非常に重要になってまいります。初動対応が遅れないよう人員の確保、置場の確保、平時からの仮置場の場内の分別配置図とか、そういうことも市民への周知をよろしく願いいたします。

次、住宅被害認定調査について再質問させていただきます。

住宅被害認定調査の研修を受けられた職員さんが8名お見えとの御答弁をいただきました。しかし、その職員さんの何名かの方は、もう今異動により担当課の税務課職員ではないという方もお聞きしました。発災後は住宅被害認定調査等、今現在の部署、どちらの業務を優先して行われる計画か。また、そのような発災後の業務は、その担当の職員さんにはどのようにお伝えしているのか、お知らせください。

○議長（橋本武夫君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴税対策室長（水谷守宏君） 先ほど市長が答弁しましたように、調査計画につきましては、災害規模に応じて内閣府の「災害に関わる住家の被害認定基準運用指

針」に基づき、被災後、速やかに調査方法や調査範囲、調査体制などを決定してまいりたいと思います。その際、調査人員が不足する場合は、市の災害対策本部を通じて他の部局の職員の応援を要請していきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

また、毎年県の研修も随時受けていかれるということですので、これからも研修を受けられまして、そういう職員さんを増やしていただけるようによろしく願いいたします。

罹災証明書は、各種被災者支援施策適用の判断材料として幅広く活用されるものでございます。被災された方が各種税金の控除や免除、仮設住宅への入居申請などに必要になる書類で、被災者が復興に向けて動き出す、歩き出す大切な一歩につながるものでございます。損壊の割合により受けられる支援も変わることから、罹災証明の判定に納得できない方は不服申立てができ、2次調査を行わなければなりません。さらに再調査となるケースもあるそうです。

東日本大震災の際も、仙台市では、一部損壊の罹災証明を取得された8割近くの方から不服申立てがあり、2次調査を行われたそうです。本市の担当職員さんのみでは、やっぱり実際の調査というのは非常に困難かと思えます。住家被害調査も8人プラス市の職員さんでは罹災証明の発行までかなりの時間がかかるのではないかと考えられます。

今年9月に横浜国立大学で開催されました防災国体に行っていました。そこで、災害現場への派遣を経て住家被害認定調査の経験を積まれて、今でも全国各地の被災地に派遣され調査してみえるという犬山市職員さんがいらっしゃいました。本市でも調査研修を受けられた職員さんも、機会があれば、ぜひ現地研修が必要ではないかなと思うんです。また、職員OBで住家被害認定調査資格をお持ちの方や弁護士さん、市民の皆さんにも資格をお持ちの方が見えないか、洗い出して協力をするのはいかがでしょうか。

また、このようなことが発生することを少しでも減らすために状況写真が必要であることや、罹災証明の発行手順、重要性の周知をよろしく願いしたいと思います。これは、たまたま災害支援ネットワークおかやまというところの被災家屋部会のメンバーが作り出された、実際にこういう災害が起きたときの復旧ロードマップというもので、最初にやっぱり写真を撮っておいたほうがいいですよとか、1.8メートルですと全壊です。やっぱりこういう証明が、もうボランティアの人が入られて、もうどこまで被害があったというのが分からなくなると、そういうのが証明できなくて、結構そういうトラブルになるということがありますので、事前にこういうのは市民の方に周知していただくと、そういうトラブルも減るのかなと思うので、またそういうところもよろしく願いいたします。

続きまして、社協さん、ボランティアセンターについて質問させていただきます。

答弁の中に、市と社協と大垣青年会議所さんとの3者間での協力体制の協定が結ばれたということが答弁にありました。運営訓練を実施されて、防災士会も参加されて今後もまた訓練を重ねられると思うんですが、ぜひ防災士会をはじめ市内にも多くのそういう団体が存在しますので、少しでもそういう経験を積んでいただける市民の方が増えたらいいなと思います。

また、課題としまして、今後、防災ボランティアセンターの核となる人材の育成、人材の養成を図る必要があるという答弁もございました。なかなか人材の育成というのもそんな早急にはできるものではないと考えますが、被災状況などに応じまして災害ボランティアセンターの運営など、もしも人が足りないときに、どこかそういう人員の養成や派遣できるような組織団体との何かそういった体制が整ってありましたら何か教えてください。

○議長（橋本武夫君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

被災の状況によりまして、災害ボランティアセンター内にリーダーを配置することが難しい場合におきましては、県社会福祉協議会に対しまして災害支援活動の経験豊富なNPO、また運営経験のある職員を派遣要請することができる体制となっております。

本市におきましても、先ほど市長が申し上げましたとおり、市社会福祉協議会と連携しましてボランティア養成講座を開催し、リーダーの養成に努めたいと思っておりますのでお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

まずは地元ですぐ駆けつけていただけるリーダーの育成、協力体制の構築をよろしくお願いいたします。

先日、社会福祉協議会にも伺ってお話を聞いてまいりました。ボランティアセンターの立ち上げについて、事前にスタッフを募集したらどうですかというお話をちょっとしたんですけど、やっぱり災害後にボランティアを募集しますというお話、答弁をいただきました。実際に被災された、例えば災害時相互応援協定を結んだ飯田市さんとかでも、やっぱり経験されたところというのは、報告書で事前にやっぱりスタッフの募集は必要だ、そういうボランティアの方を先に募ることによって発災時すぐ活動ができる。そういう経験された方というのは事前ボランティアの重要性というのをホームページ等にも載せて活動してみえますので、本市においてもですけど、やっぱり県とかに依頼というのも大事だと思うんですけど、まずは地元とかですぐ駆けつけてくれる方の育成に努めていただきたいと思います。

また、本市においても、今年度より災害時に協力いただける事業所、団体等が事前に登録いただける海津市防災協力パートナーという登録制度が始まったと思います。これは、防災協定を結ぶよりちょっと小さい規模の方が登録していただいて、例えばうちの事務所を避難所に使っていていいよ、お寺の本堂を使っていていいよとか、うちのスタッフも出していていいよという、やっぱりこういう登録者を増やしていただくことによって災害時にもっと活動できるスキルが上がるんじゃないかと思いますので、もうちょっとPRをよろしく願いいたします。すみません。

実際に南海トラフ地震が発生したとき、近隣市町はもとより災害協定を締結している霧島市、飯田市さんも甚大な被害が防災計画には記載しております。本市が県や災害時応援協定を締結している市町に応援要請をしても、早急な応援は期待できないのではないかと考えます。すなわち、発災から数日間、もしくは数週間は人的応援がない想定計画も必要と考えます。

人的応援がなければ、本市の職員さんだけでの災害対応の業務の遂行は、職員の皆さんの負担は大きく、業務継続が困難になるのではないかと考えます。本市の職員さんだけで全てのことを完結することは大変でございます。また、職員の皆様も同様に被災されることも想定されます。

このような際の職員の皆様の負担軽減も含め、さきに質問いたしました災害ごみ処理方法やごみ置場、罹災証明、関連業務など多様な業務に対応できるよう、こういった市民や市内企業に御協力いただけるよう、また御検討をよろしく願いいたします。

今年2月に輪之内町で開催されました岐阜県のげんさい楽座に参加してまいりました。そこで、海津市と同じようにかつて災害に見舞われた輪之内町は、防災について明確に意識づけをされる取組をしておみえでした。

それは、1つ目に、毎年の訓練での課題を洗い出し、防災隊役員の役割を明確化、行政と住民との情報共有、自治会、家庭での防災用品の充実や維持管理の確認をされていること。2つ目に、体制を整える一方で、誰もが十分な意識と一定の知識、技能を習得できるよう、平成28年、29年に防災士取得講座を開講され、町の職員のほぼ全員、町内25区にも必ず1人以上の方が防災士を取得され、また一般の方だけでなく、輪之内町の将来をこれから背負っていく中学生にも防災意識及び防災を通じた郷土愛の醸成を図ることを目的とした授業のカリキュラムがつくられ、防災教育に取り組み、令和3年までに中学2年生が延べ175人、防災士の資格を取得されたそうです。そして、3つ目に、自治会によっては長野県など被災に遭われた地域に行き、実際にボランティア活動を行って、あってはなりません、いざというときのために経験を積まれたそうです。これから住民一人ひとりへの意識が非常に高い自治体だと感銘を受けて帰ってまいりました。

確かに私たちが住む海津市は、ここ何十年と大きな被害は起こってはおりません。しかし、かつては数々の水害に見舞われた先人たちの知恵と勇気と協力の功績によって今の世につながっていると思います。決して今の生活では当たり前ではないのです。

海津では災害が起こらない、自分は被災しない、被災後はボランティアの皆さんが助けに来てくれるといった正常性バイアスがあってはなりません。だからこそ、ふだんより災害が発生したとき、自分、家族、身近な人の安全を守る自助、地域や周辺の人たちと協力し合って助け合う共助、そして、市役所をはじめとする公的機関による公助が具体化されることが求められると感じます。

災害時、やはり人必要になるのは人の力でございます。市民の皆さんが防災に主体的な姿勢を持つことで行政サービスから行政サポートに変わると考えます。もしものためにいつもから、平時から非常時に対応できるよう備えをし、誰一人取り残さない日本一災害に強いまちにオール海津で取り組んでいきたいと思えます。

- 議長（橋本武夫君） 片野議員、質問をお願いします。
- 2番（片野治樹君） 以上で質問を終わります。
- 議長（橋本武夫君） では、これで片野治樹君の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本日に予定された一般質問は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、次回は明日、12月6日午前9時に再開しますのでよろしく願いいたします。御苦勞さまでした。

（午後3時19分）



上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年2月21日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 伊 藤 誠

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴

